

仙台市

令和

3

年版

消防概況



仙台市消防局

目 次

仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢，気象，人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積，人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

業務概要

消防予算	7
令和3年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消防職員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	10
広 報	11
主な広報活動	11
マスコットキャラクター	11
消防音楽隊	12
消防音楽隊の活動	12
警 防	14
警防業務の実施体制	14
消防隊の出場状況	14
消防隊の訓練実施状況	15
緊急消防援助隊	15
救 助	16
救助業務の実施体制	16
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	16
救助隊の訓練実施状況	17
国際消防救助隊（IRT）	17
航空消防	18
航空消防業務の実施体制	18
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	18
航空消防活動訓練の実施	19
救 急	20
救急業務の実施体制	20
救急出場件数及び搬送人員の状況	21
事故種別傷病程度別搬送人員	21

救急隊員に対する教育訓練	22
メディカルコントロール体制	22
市民に対する応急手当の普及啓発	23
仙台市救急ステーション	23
仙台市中央救急出張所	23
PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と 救急車（Ambulance）の連携）運用	24
応急手当協力事業所表示制度 （杜の都ハートエイド）	24
全国消防長会救急委員会	24
指 令	25
総合消防情報システム	25
通信設備	26
有線系統図	27
無線系統図	28
映像伝送システム系統図	29
火災予防	30
住宅防火対策	30
防火意識の普及啓発	30
火災調査	32
出火の状況及び火災による損害額	32
主な出火原因	33
火災種別出火件数	33
署別火災発生状況	33
防火管理・消防用設備等の規制	34
防火対象物の実態	34
立入検査	35
防火管理者	36
統括防火・防災管理者	36
防火対象物定期点検報告制度	38
ホテル・旅館等に係る表示制度	39
防災管理	40
防災管理の状況	40
防火管理講習等	41
防火管理に関する講習	41
防災管理及び自衛消防業務に関する講習	41

消 防 同 意	42
消防同意の状況	42
危険物規制	44
危険物施設	44
石油コンビナート等特別防災区域の現況	44
火薬類取締	45
火薬類施設	45
立入検査	45
高圧ガス規制	46
高圧ガス事業所	46
立入検査	46
住民等の自主防災活動	47
地域の自主防災活動	47
仙台市地域防災リーダー	47
家庭を中心とした自主防災活動	47
少年・少女を中心とした自主防災活動	47
消 防 団	49
消防団の組織	49
消防団員の定員・現員	49
消防団員の活動	50
危機管理・防災	51
防災計画	51
危機対応組織	51
防災行政用無線	52
コミュニティ防災センター及び 簡易型防災資機材倉庫の整備	54
避難所・避難場所の整備	54
災害救助物資の備蓄	56
津波避難施設の整備	56
消防相互応援協定等	57
消防相互応援協定等の締結状況	57
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 10px 0;">統計資料</div>	
沿 革	62
消防力の推移	71
消 防 職 員	72
階級別・年齢別消防職員数	72
職員勤続年数構成表	73
職員の公務災害発生状況	74
職員の表彰	74
職員の資格取得状況	74
保有車両の配置状況	75

消防水利の状況	77
資機材の状況	78
泡消火薬剤の備蓄状況	78
林野火災資機材の配置状況	79
消防資機材の配置状況	81
水防資器材の配置状況	85
火災の発生状況	87
四季別出火件数	87
月別出火件数	87
曜日別出火件数	87
署所別火災件数	88
建物火災火元用途別出火件数	89
住宅火災の出火箇所別件数	90
中高層建築物の出火階数別出火件数	90
覚知方法別出火件数	90
初期消火器具等の使用状況	90
出 火 原 因	91
放火火災の種別出火件数・損害状況	91
建物火災の用途別・出火原因別件数	91
車両火災の出火原因別件数	92
その他の火災の出火原因別件数	92
火災防御活動状況	92
月別活動状況	92
放水火災の平均活動状況	92
救助活動の状況	93
各区・地区別活動状況	93
事故種別出場人員・活動人員	93
気象警報等及び非常配備の発令状況	94
月別気象警報等発表状況	94
月別津波警報等発表状況	94
月別非常配備発令状況	94
消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要	95
消防ヘリコプターの諸元	95
主な装備	95
ヘリコプター離着陸場一覧	95
飛行場外離着陸場適地一覧表	96
災害種別出場状況	97
昭和 23 年以降の火災の状況	98
昭和 23 年以降の火災件数及び損害状況	98
昭和 23 年以降の原因別火災発生状況	99
救急隊数の推移	100
救急医療体制	100

初期救急医療機関	100	コミュニティ防災センター等の概要	121
二次救急医療機関	100	コミュニティ防災センター及び簡易型防災	
三次救急医療機関	100	資機材倉庫の所在・施設概要一覧	121
救急告示医療機関数	100	消 防 団	127
救急活動状況	101	年令及び階級別消防団員数	127
事故種別出場件数及び搬送人員	101	消防団員の表彰	128
行政区別出場件数及び搬送人員	101	消防団員の入退団状況	129
曜日別事故種別出場件数	101	消防団員の勤続年数	129
時間帯別事故種別出場件数	102	消防団員報酬額	129
年令区分別事故種別搬送人員	102	消防分団別人員及び装備等の配置状況	130
発生場所別搬送人員	102	東日本大震災への対応状況	132
居住地別事故種別搬送人員	102		
医療機関別搬送人員	103		
東北自動車道における救急応援実施状況	103		
救急隊別活動状況	104		
搬送者に対する応急処置実施状況	105		
全救急隊員による応急処置実施状況	105		
全救急隊員による拡大応急処置実施状況	105		
救急救命士による救急救命処置実施状況	105		
発足(昭和36年)以降の救急発生状況	106		
指令業務の状況	107		
119番等受付状況	107		
政令防火対象物の状況	108		
中高層建築物の状況	108		
消防用設備等設置状況	109		
予防関係事務処理状況	110		
各種届出等事務処理状況	110		
消防用設備等着工届出等処理状況	110		
危険物施設の状況	111		
危険物保安監督者選任状況	111		
予防規程認可状況	111		
危険物関係事務処理状況	112		
危険物関係申請・届出状況	112		
火薬類取締法関係事務処理状況	113		
火薬類取締法関係申請・届出状況	113		
公安委員会通報・意見聴取状況	113		
高圧ガス・液石ガス法関係事務処理状況	114		
高圧ガス法関係申請・届出状況	114		
液石ガス法関係申請・届出状況	115		
ガス事業法届出状況	115		
避難所・避難場所の概要	116		
各区の指定避難所一覧	116		



仙台市消防のあらまし

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 仙台市の地勢, 気象, 人口 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 地 勢

仙台市は明治22年の市制施行以来, 7回にわたって周辺市町村を編入し, 現在の面積は786.35 km²で, 政令指定都市の中では浜松市・静岡市・札幌市・広島市・京都市・岡山市に次いで第7位の広さとなっています。

位置は宮城県のほぼ中央にあり, 東は太平洋に面し, 北は東から西に沿って, 七ヶ浜町, 多賀城市, 利府町, 富谷市, 大和町, 色麻町の各市町に境し, 西は山形県に接し, 南は東から西に向かって, 名取市, 村田町, 川崎町に隣接しています。

市域の北端から西端にかけては, 東北の脊梁と言われる奥羽山脈が走り, 市域の最高地点を一角にもつ船形山(標高1,500m)をはじめ, 標高1,000m級の山並が連なっています。その東には広い丘陵地が続き, その間を, 七北田川, 広瀬川, 名取川が東流して太平洋に注ぎ, これら3河川の堆積によって形成された平野が, 丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し, これらと丘陵地の一部は主として市街地, 西部の山地と丘陵地は山林, 東部の低地は主に農耕地となっています。

方位	経・緯度	地名	距離
東端	141° 2' 48"	宮城野区港五丁目	東西 50.579 km
西端	140° 28' 10"	太白区秋保町馬場字岳山	
南端	38° 10' 26"	若林区藤塚字須賀	南北 31.204 km
北端	38° 27' 18"	青葉区大倉字横川岳	

(2) 気 象

太平洋に面した海洋性気候のために寒暖の差が少なく, また, 冬に奥羽山脈を越して吹き付ける北西の風が乾いているために積雪が少ないのが特徴です。平年値(統計期間:平成3年~令和2年)で見ると, 平均気温12.8℃, 平均湿度71%, 平均風速3.2m/sとなっています。年間降水量は1,276.7mmで, 5月から10月までの半年間で年間の約7割を占めています。また, 観測開始以降の気温の極値は, 最高が37.3℃(平成30年8月1日観測), 最低が-11.7℃(昭和20年1月26日観測)となっています。

令和2年の年間平均気温は13.7℃で, 年間降水量は1,247.0mmでした。

(3) 総人口

仙台市は, 明治22年の市制施行以来, 周辺市町村を編入しながら, 戦時中などの一時的な減少を除けば, ほぼ一貫して人口を増加させてきました。とりわけ, 東北の中核都市として確固たる地位を占めるに至った昭和40年代には著しい増加を示し, その後も着実に増加を続けて現在に至っています。

自然増減と社会増減に分けて分析すると, 平成23年の東日本大震災を契機に増加した社会増が収束しつつあり, また, 自然増減については, おおむね平成初期から減少基調になり, 平成29年には自然減に転じています。

平成27年国勢調査における人口は1,082,159人で, 前回調査(平成22年)と比較して36,173人, 率にして3.5%の伸びとなっています。

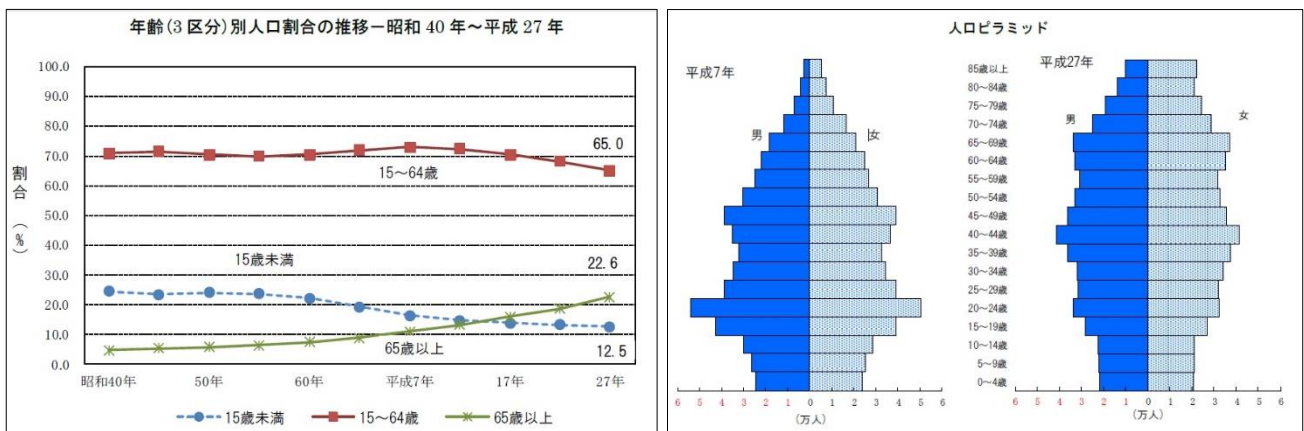
(4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（平成27年10月1日現在、国勢調査結果による）で見ると、全体的に張り出しが少なく、年齢層の間で人口の差が小さい、「つぼ型」に近い形を示しています。

また、20年前の平成7年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、ピラミッドの頂点がより平たくなり、14歳以下人口も少なく、近年における超高齢社会を反映した傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は129,309人、15～64歳の生産年齢人口は674,873人、65歳以上の老年人口は234,360人で、総人口に占める割合はそれぞれ12.5%、65.0%、22.6%となっています。前回調査に対する増減率をみると、年少人口は5.5%の減少、生産年齢人口は4.1%の減少となった一方、老年人口は22.2%の増加となっています。（※）

※ 数字の単位未満については、四捨五入、あるいは切り捨てている箇所があり、また、不詳の数を含むため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。割合は分母から不詳を除いて算出しています。



（出典：仙台市市民局資料「統計時報2016.12」）

(5) 世帯

平成27年国勢調査における世帯数は498,953世帯で、前回調査と比較して33,693世帯、率にして7.2%増加しています。

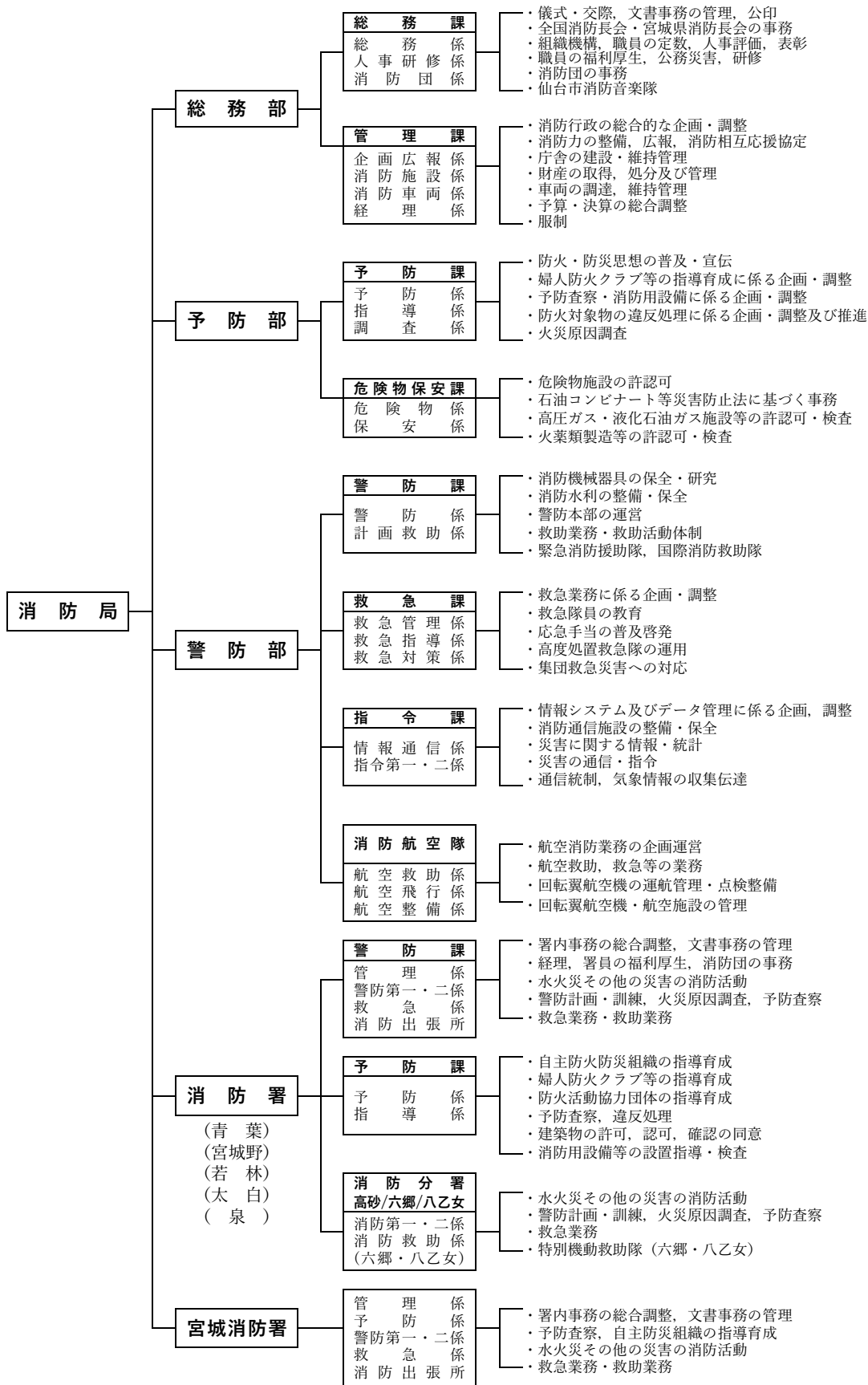
また、1世帯当たりの世帯人員は2.17人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。

(6) 令和2年国勢調査（速報値）

令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）における仙台市の人口は1,097,196人で、前回の国勢調査（平成27年）時と比較して15,037人増え、増加率は1.4%となっています。

世帯数は523,620世帯で、前回調査時と比較して24,667世帯増え、増加率は4.9%となっています。また、1世帯当たりの世帯人員は2.10人で、前回調査時と比較して0.07人減少しています。

組織及び主な事務分掌



図一 組織及び主な事務分掌

(令和3年4月1日現在)

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消防局及び消防署所等の所在地一覧 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

表－２ 消防局及び消防署所等の所在地一覧 (令和３年４月１日現在)

区分	所在地	構造	建築年	面積 (㎡)		
				敷地	延べ	
消防局	青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号	SRC,RC 造 8/1	S56	3,545.65	8,836.71	
青葉	本署	青葉区国見三丁目 11 番 19 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 8	1,336.59	788.14
	国見	青葉区片平一丁目 5 番 13 号	RC 造一部 S 造 2/0	S63	1,086.18	851.40
	片平	青葉区小松島四丁目 7 番 1 号	RC 造 2/0	S55	4,066.77	466.64
	小松島	青葉区川平三丁目 3 番 48 号	RC 造一部 S 造 2/0	H22	1,571.04	599.94
	荒巻	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	RC 造一部 S 造 3/0	S58	5,086.74	3,078.98
宮城野	本署	宮城野区高砂一丁目 30 番地の 15	RC 造一部 S 造 2/0	H11	3,068.11	1,574.03
	高砂	宮城野区岩切字三所南 1 番地の 4	S 造 2/0	H27	1,465.07	752.28
	岩切	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 19 番地の 6	RC 造 2/0	H20	1,422.51	796.11
	鶴ヶ谷	宮城野区原町一丁目 3 番 54 号	RC 造一部 S 造 3/0	H 6	898.00	743.71
	原町	若林区遠見塚二丁目 25 番 20 号	RC 造 4/0	H 4	2,929.22	3,066.58
若林	本署	若林区今泉字久保田東 32 番地の 65	S 造 4/0	H29	2,999.78	1,976.51
	六郷	若林区河原町一丁目 2 番 1 号	S 造 3/0	H21	881.48	1,246.56
	河原町	太白区山田北前町 15 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H 1	4,155.42	2,845.75
太白	本署	太白区大野田五丁目 5 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H14	1,499.00	992.94
	長町	太白区中田四丁目 14 番 5 号	RC 造 2/0	H 7	1,316.83	796.74
	中田	太白区八木山香澄町 25 番 20 号	RC 造 2/0	H25	1,459.65	749.91
	八木山	太白区秋保町湯向 29 番地の 7	RC 造 2/0	H 5	2,573.60	559.38
	秋保	太白区茂庭台四丁目 1 番 34 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 6	1,011.01	486.07
	茂庭	泉区将監四丁目 4 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H12	12,018.31	3,949.17
泉	本署	泉区八乙女中央三丁目 7 番 60 号	RC 造 2/0	H22	1,539.02	1,430.46
	八乙女	泉区松陵五丁目 20 番地の 3	RC 造一部 S 造 1/0	H 3	1,400.81	400.30
	松陵	泉区高森四丁目 2 番地の 616	RC 造一部 S 造 2/0	H 5	2,335.30	513.98
	高森	泉区小角字館前 12 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H17	1,353.05	765.35
	根白石	青葉区落合二丁目 15 番 1 号	RC 造 3/0	H 9	3,495.88	2,159.70
宮城	本署	青葉区熊ヶ根字町一番の五 1 番地の 7	RC 造一部 S 造 2/0	H 4	1,500.00	520.57
	熊ヶ根	太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号	RC 造 2/0	H26	653.66	754.40
救急ステーション	宮城野区名掛丁 207 番地	S 造 1/0	R 2	881.53	568.84	
中央救急	岩沼市空港西一丁目 7 番地	S 造 3/0	H30	4,299.65	2,258.73	
消防航空センター						

表－２－２ 災害対応自家用給油取扱所の所在地一覧

区分	所在地	設置年	地下タンク構造	タンク容量 (ℓ)	
				ガソリン	軽油
宮城野本署	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000
泉本署	泉区将監四丁目 4 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000

業務概要

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消防予算 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 令和3年度当初予算の概要

消防局の令和3年度当初予算額は138億6,816万円で、仙台市一般会計予算5,764億2,400万円に占める割合は2.4%となっています。

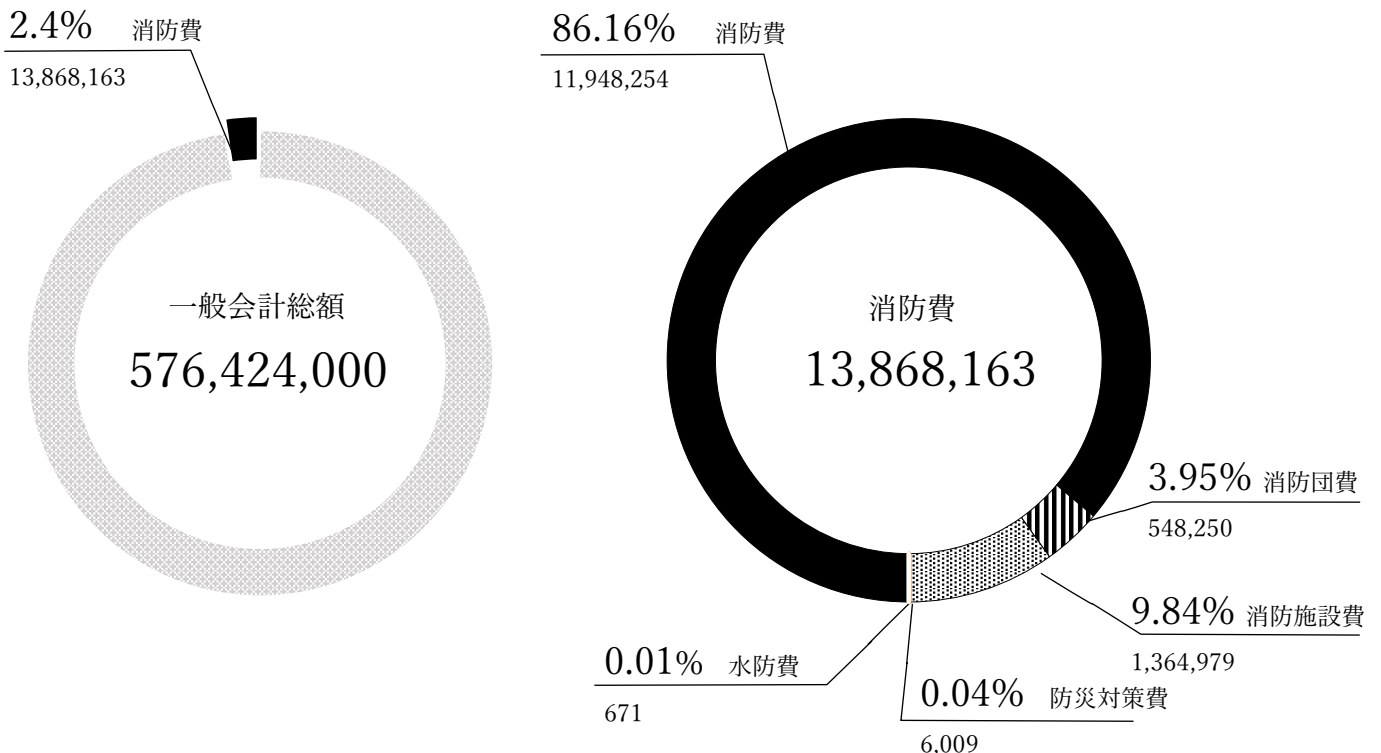
消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費、総合消防情報システム運用に要する経費等の消防費として119億4,825万円、団員報酬等、退職報償金、消防団施設等整備費の消防団費として5億4,825万円、消防車両整備費、消防水利整備費、庁舎施設・設備整備費等の消防施設費として13億6,497万円、災害弱者の家具転倒防止事業費の防災対策費として600万円、水防用資機材整備費の水防費として67万円です。

また、消防費の性質別内訳は、人件費109億5,498万円、事業費29億1,317万円となっています。

表－3 年度当初予算の比較

区 分		2年度当初予算 (千円)	3年度当初予算 (千円)	対前年度比	
				金額(千円)	割合(%)
予算総額(企業会計を除く)		847,465,295	889,840,191	42,374,896	105.0
一般会計総額		541,088,000	576,424,000	35,336,000	106.5
消 防 費		14,411,611	13,868,163	△543,448	96.2
(対一般会計構成比)		2.7%	2.4%		
内 訳	消 防 費	11,960,429	11,948,254	△12,175	99.9
	消 防 団 費	583,050	548,250	△34,800	94.0
	消 防 施 設 費	1,861,074	1,364,979	△496,095	73.3
	防 災 対 策 費	6,009	6,009	0	100.0
	水 防 費	1,049	671	△378	64.0

【令和3年度当初予算(単位:千円)】



(2) 主な事務事業の概要

令和3年度は、「立入検査の計画的かつ着実な実施」を前年度に引き続き重点事業に掲げ、火災の未然予防対策の推進に取り組むほか、高齢化の進展に伴う救急需要増加への対応、激甚化する自然災害への対応等を推進していくため、消防局運営の基本方針に掲げる下記5分野の各種事業について総合的に取り組みます。

表－4 主な事務事業の概要

事業名	概要	事業費 (千円)
業務執行体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な事業の推進 ・働きやすい職場環境の醸成 ・広報機能の充実 ・車両事故防止対策の推進 	11,209
消防活動体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な消防力の整備 ・消防活動体制の充実強化 ・円滑な通信・指令体制の確立 ・航空消防活動体制の充実強化 ・消防団の充実強化 	2,075,331
救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに対応した救急体制の充実 ・救急活動の高度化に向けた対策の推進 ・市民による応急救護技術の向上促進 ・医師等による救急現場活動体制の充実 	148,808
火災予防対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅防火対策等の推進と防火意識の普及啓発 ・火災調査体制の充実強化 ・防火対象物等の防火安全対策の推進 ・危険物施設等の事故防止対策の推進と人材育成 	63,506
大規模災害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等各種災害対策の推進 ・緊急消防援助隊活動体制の充実強化 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応 	246,056

(3) 過去5年間の歳出決算額

表－5 歳出決算額（一般会計との比較）

年度別	一般会計 (千円)	消防費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
平成27年度	523,994,459	15,066,714	2.9
28年度	476,367,141	13,989,521	2.9
29年度	507,812,741	14,856,233	2.9
30年度	501,918,536	15,552,204	3.1
令和元年度	524,022,251	14,040,716	2.7

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消防職員 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 職員の配置状況

令和3年4月1日現在の消防職員数は、1,117人（消防学校入校中及び派遣等の職員46人を含む）であり、配置状況は、消防局に218人、消防署に899人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部救急課、指令課及び消防航空隊並びに消防署警防課及び消防分署）が843人、毎日勤務者が274人となっています。

表－6 職員の配置状況 （令和3年4月1日現在）

区分	計	消防局	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城
消防司監	1	1						
消防正監	5	4	1					
消防監	8	2	1	1	1	1	1	1
消防司令長	72	23	9	10	8	10	7	5
消防司令	124	47	11	14	14	12	17	9
消防司令補	339	67	54	45	44	49	54	26
消防士長	295	34	50	52	36	59	42	22
消防副士長	2			1			1	
消防士	263	32	48	47	32	45	38	21
その他の職員	8	8						
小計	1,117	218	174	170	135	176	160	84
短時間再任用職員	37	8	5	5	6	4	4	5
合計	1,154	226	179	175	141	180	164	89

(2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

令和2年度は、消防大学校に8人、消防学校に75人の計85人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－7 職員研修の状況

(令和2年度)

区分	研修種別	対象者・資格等	日数	受講者数	
学校教育	消防大学校	幹部科（第63期）	消防司令	33日	1
		予防科（第109期）	消防司令補以上で指導的立場の者等	35日	1
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第23回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	8日	1
		緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第20回）	消防司令補以上で管理指導的な者等	10日	1
		緊急消防援助隊教育科 NBCコース（第10回）	NBC災害担当者又は特別機動救助隊長等	15日	1
		緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第10回）	特別機動救助隊長等	10日	1
		女性活躍推進コース（第5回）	消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員	7日	1
	宮城県消防学校	初任総合教育（第24期）	新たに消防職員に任命された者	180日	28
		予防査察科（第9期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、予防査察業務に従事している者	10日	6
		危険物科（第6期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、危険物保安業務に従事している者	5日	6
		初級幹部科（第35期）	消防司令補及び消防隊等の管理を職務とする消防士長の階級にある者	10日	7
		救急救命士処置拡大講習	薬剤投与実施に係る認定を受けている救急救命士	1日	22
		救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	6
	派遣研修	資格取得研修	2級小型船舶操縦士	関係職にある者	5日
特殊小型船舶操縦士			〃	2日	1
衛生管理者			〃	1日	7
小型移動式クレーン			〃	3日	9
クレーン玉掛け			〃	3日	9
第1級陸上特殊無線技士			〃	8日	3
潜水士			〃	1日	2
大型自動車免許			〃	35日	23
中型自動車免許			〃	20日	15
特別管理産業廃棄物管理責任者			〃	1日	8
救急救命士		救急救命士養成研修	救急救命東京研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日	7
		救急救命士就業前病院実習	救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	6
		救急救命士定期研修	救急救命士	2日	103
		救急ステーション実習	〃	365日	75

(1) 主な広報活動

市民との協働による消防防災行政を推進するため、市民が知りたい情報、暮らしの安全に役立つ情報を提供して、消防防災行政への理解と協力が得られるよう、広報活動を実施しています。

主な広報活動としては、各種事業や行事等について市政記者クラブ等に対する資料の提供、ポスターやチラシ等の作成・配布、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じた防火防災情報の発信などを行っています。

特に、平成26年8月から運用している「仙台市消防局Facebook」に加え、令和3年2月から新たに「Twitter」と「Instagram」の消防局公式アカウントを開設し、SNSによる情報発信体制の拡充を図ったほか、仙台市公式YouTubeアカウント「せんだいTube」への動画投稿を積極的に行うなど、幅広い世代へ向けた広報を展開しています。

表-8 主な広報活動 (令和2年度)

広報活動	件数
市政クラブ資料提供	20
その他資料提供	8
メディア取材協力	12
イベント協力	6
雑誌等への寄稿	5
市政だより(全市版)掲載	8
ラジオによる情報発信	81
消防局SNSによる情報発信	180
せんだいTube掲載	12



せんだいTube「仙台市消防局採用PR動画」

表-8-2 SNS運用状況 (令和3年4月1日現在)

SNS種別	運用開始	フォロワー数	投稿数(令和2年度)	投稿数(累計)
Facebook	H26.8.15	3,408	179	1,042
Twitter	R 3.2.26	140	16	16
Instagram	R 3.2.26	323	17	17

(2) マスコットキャラクター



【レスキューまさむね君】
かほく



【火消しまさむね君】



【QQまさむね君】



【防災まさむね君】

※ 各まさむね君は「伊達家伯記念會」の協力を得ています。

(3) その他

カシオ計算機株式会社、仙台市消防局、神戸市消防局が連携し、緊急消防援助隊コラボレーションモデルのG-SHOCKを製作しました。

平成7年の緊急消防援助隊制度の創設から25年を迎えるにあたり、震災で全国の消防機関から応援を受けた仙台市消防局、神戸市消防局と、「タフネス」が特徴の“G-SHOCK”のコラボレーションにより、緊急消防援助隊についての認知拡大を図りました。



※ 現在は販売を終了しています

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消 防 音 楽 隊 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 消防音楽隊の活動

仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下29名の隊員で編成され、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の行事や、七夕まつりなどの伝統的行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズSENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っています。

※ 令和3年4月1日現員数：隊長以下29名（音楽隊26名・カラーガード隊3名）

図-3 音楽隊構成図

(令和3年4月1日現在)

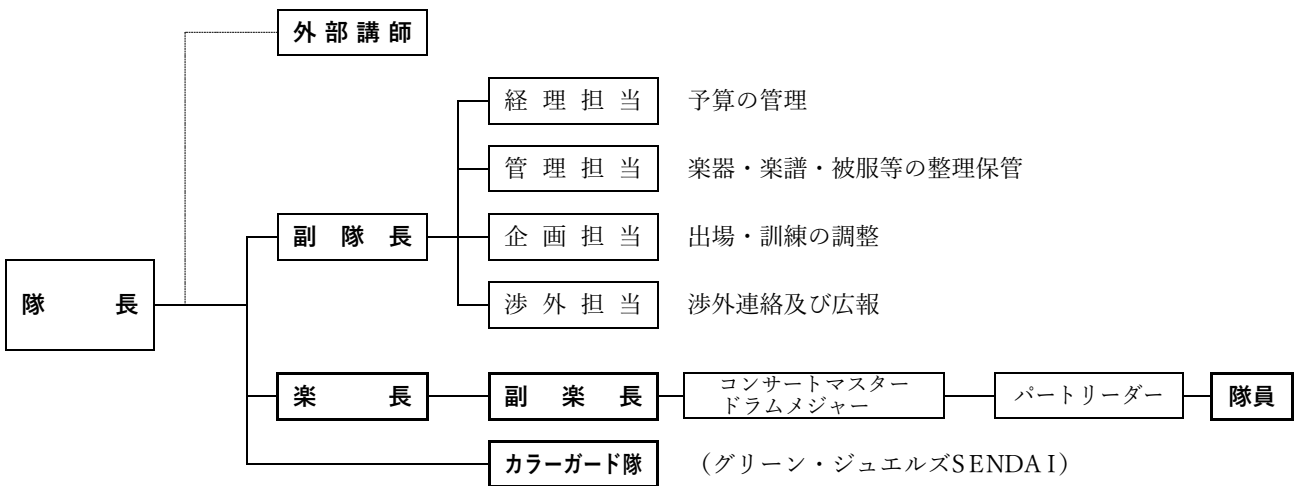
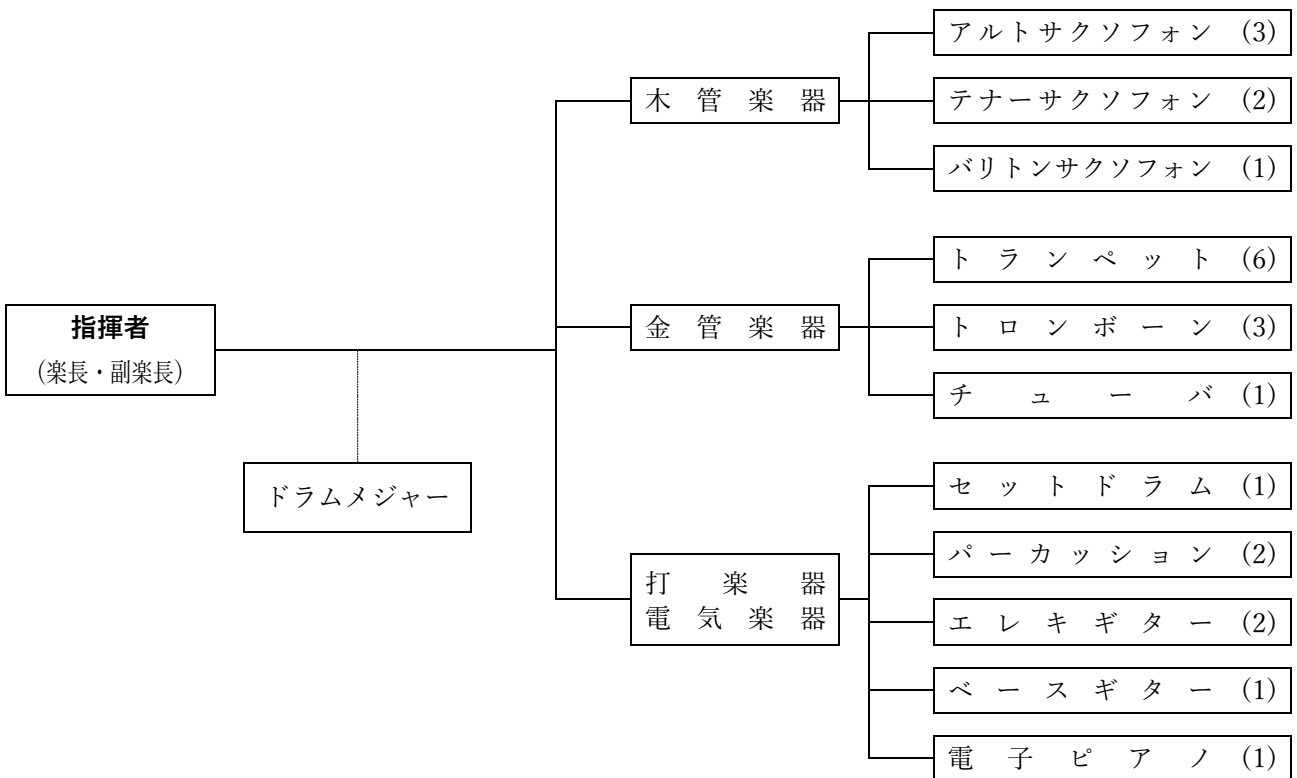


図-4 楽器編成図



※ 演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表-9 出場状況及び訓練回数（過去5年間）

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
出 場 件 数	7 (2)	32 (12)	34 (14)	32 (22)	33 (20)
消防関係行事	4 (2)	19 (2)	19 (3)	14 (6)	14 (4)
市関係行事	2 (0)	13 (10)	14 (10)	18 (16)	18 (15)
その他の行事	1 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)
訓 練 回 数	111 (68)	101 (102)	108 (115)	104 (133)	98 (114)
啓発対象者数	830	144,806	214,053	114,789	100,299

※ () 内の数字はカラーガード隊の出場・訓練回数

※ 啓発対象者について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、平成30年度は仙台市出身スポーツ選手の凱旋パレードへの出場により増大している

表-10 楽器保有数

(令和3年4月1日現在)

区 分	楽 器 名 称 (木管楽器・金管楽器)														
	ピ ツ コ ロ	フ ル ー ト	オ ー ボ エ	ク ラ リ ネ ット	バ ス ク ラ リ ネ ット	ソ プ ラ ノ サ ツ ク ス	ア ル ト サ ツ ク ス	テ ナ ー サ ツ ク ス	バ リ ト ン サ ツ ク ス	ト ラ ン ペ ット	コ ル ネ ット	ホ ル ン	ユ ー ホ ニ ユ ーム	ト ロ ン ボ ー ン	チ ュ ー バ
演 奏 用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区 分	楽 器 名 称 (パーカッション)														
	シ ン バ ル	ド ラ ム セ ット	バ ス ド ラ ム	ス ネ ア ド ラ ム	テ ナ ー ク ォ ー ド	テ ィ ン パ ニ	シ ロ フ ォ ン	ビ ブ ラ フ ォ ン	グ ロ ッ ケ ン	コ ン ガ	ボ ン ゴ	テ ィ ン バ レ ス	エ レ キ ギ タ ー	エ レ キ ベ ー ス	電 子 ピ ア ノ
演 奏 用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								



せんだいTube「仙台市消防音楽隊 第40回定期演奏会」



定期演奏会の様子

(1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和23年11月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてきました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化し、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められています。

こうした背景の下、各消防署（6署）に指揮隊及び警防隊を配置するとともに、各消防分署（3分署）及び消防出張所（17出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

(2) 消防隊の出場状況

令和2年中の消防隊の出場件数は3,654件で、出場延人員は41,149人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が260件（出場人員6,913人）、火災以外の災害出場が3,394件（出場人員37,755人）です。

表－11 災害種別の出場状況

（令和2年中）

区 分		出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの 出 場 台 数	一件あたりの 出 場 人 員
合 計		3,654	10,516	41,149	2.9	11.3
火 災	放 水	77	918	1,964	11.9	25.5
	非 放 水	174	890	4,584	5.1	59.5
	管 外	9	113	365	1.0	40.6
火 災 以 外	自 然 災 害	80	256	1,200	3.2	15.0
	救 助	386	2,123	9,264	5.5	24.0
	危 険 物 漏 洩	231	462	1,848	2.0	8.0
	ガ ス 漏 れ	22	132	572	6.0	26.0
	誤 報	118	401	2,124	3.4	18.0
	偽 報	15	150	600	10.0	40.0
	非 火 災 報	525	630	3,150	1.2	6.0
	P A 連 携	1,472	3,351	11,118	2.3	7.6
	そ の 他	545	1,090	4,360	2.0	8.0

表－12 消防隊の訓練実施状況

（単位：回）（令和2年度）

区 分	指揮技術 訓 練	活動技術 訓 練	機器操作 訓 練	林野火災 訓 練	水防訓練	消防訓練	集団災害 訓 練	災害対応 訓 練	効果確認
合計	238	5,924	6,053	11	8	94	32	242	23
青 葉	12	948	869	2		3	2	30	7
宮 城 野	40	747	1,291	3	5	15	3	22	4
若 林	42	904	573	1		16	6	79	2
太 白	71	1,574	1,418	1		12	17	27	2
泉	45	1,074	1,308	1	1	41	2	56	2
宮 城	9	459	554	1	2	7	2	20	6
消防航空隊	19	218	40	2				8	

(3) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。

(4) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、12件となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動して、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害対応にあたり、仙台市は、札幌市消防局、東京消防庁、北九州市消防局の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受けました。

表－13 本市緊急消防援助隊の出動実績

件数	年	活動期間	災害の内容
1	H10	H10.9.4 (1日)	岩手県内陸北部地震
2	H12	H12.4.3～H12.4.19 (17日)	北海道有珠山火山災害
3	H15	H15.9.26 (1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28～H15.10.11 (14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	H16	H16.7.14～H16.7.15 (2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23～H16.10.28 (6日)	新潟県中越地震
7	H19	H19.7.16～H19.7.23 (8日)	新潟県中越沖地震
8	H20	H20.6.14～H20.6.18 (5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24～H20.7.24 (1日)	岩手県沿岸北部地震
10	H28	H28.8.31～H28.9.9 (10日)	平成28年台風第10号災害
11	H30	H30.9.6～H30.9.10 (5日)	北海道胆振東部地震
12	R 1	R1.10.13～R1.10.18 (6日)	令和元年東日本台風災害

表－14 本市緊急消防援助隊の登録状況

(令和3年4月1日現在)

区分	登録隊数	登録人数
合計	55 (49)	211 (187)
指揮支援隊	3	15
県大隊指揮隊	4 (1)	16 (4)
統合機動部隊指揮隊		
NBC災害即応部隊指揮隊		
土砂・風水害機動支援隊指揮隊		
航空指揮支援隊	1	3
消火小隊	13	52
救助小隊	3	15
救急小隊	7	22
後方支援小隊	7 (6)	17 (15)
通信支援小隊	1	3
特殊災害小隊	8 (6)	32 (22)
特殊装備小隊	6	24
航空小隊	2	12

※ ()内は重複を除いた数

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 救 助 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 救助業務の実施体制

近年発生している多種多様な救助事案に的確に対応するため、平成19年4月に消防活動体制を再編し、人命の救助に関する専門的かつ高度な知識を持った特別機動救助隊（スーパーレスキュー仙台、2隊32名・特殊災害対応車（NBC車）1台・救助工作車Ⅲ型2台・特別高度工作車1台・水難救助車1台・大型水槽車1台を運用）を青葉消防署と若林消防署に配置しました。その後、若林消防署配置隊を平成21年4月1日から若林消防署河原町分署へ、平成29年4月1日から若林消防署六郷分署へ配置換えしています。また、青葉消防署配置隊を平成22年11月1日から泉消防署八乙女分署へ配置換えしています。更に、各消防署（6署）に特別消防隊（ファイヤーレスキュー、6隊96名・救助工作車6台・はしご自動車6台、大型水槽車6台を運用）を配置して、救助業務を実施しています。

(2) 事故種別救助隊出場件数及び活動の状況

令和2年中の救助活動実施状況は、救助出場件数671件（対前年125件減）、救助活動件数374件（同70件減）、救助人員267人（同98人減）となっています。

表－15 事故種別救助隊出場件数及び活動状況

（過去3年）

災害種別	出 場 件 数			活 動 件 数			救 助 人 員			
	令 和 2 年	令 和 元 年	平 成 30 年	令 和 2 年	令 和 元 年	平 成 30 年	令 和 2 年	令 和 元 年	平 成 30 年	
合 計	671	796	718	374	444	384	267	365	321	
火 災	建 物	101	95	99	60	46	52	8	6	8
	建 物 以 外	13	19	19	3	3	3	2	2	1
交 通 事 故	101	91	112	60	56	68	65	52	74	
水 難 事 故	12	23	22	9	21	18	7	13	20	
自 然 災 害 事 故	0	27	1	0	21	1	0	41	1	
機 械 に よ る 事 故	6	6	7	4	3	4	4	3	7	
建 物 等 に よ る 事 故	173	220	190	144	186	161	118	160	144	
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	25	21	24	12	10	8	6	5	4	
破 裂 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他 の 事 故	240	294	244	82	98	69	57	83	62	

(3) 救助隊の訓練実施状況

各救助隊は、複雑多様化する火災・交通事故・水難事故・自然災害等のあらゆる災害現場において迅速かつ確実な人命救助活動及び消火活動を行うため、各種訓練を実施しています。

表－16 救助隊の訓練実施状況

(令和2年中)

訓練内容	回数
体力錬成訓練	1,785
ロープ基本・応用訓練	493
検索・救助訓練	2,483
各種救助器具取扱訓練	1,331
各種救助事象想定訓練	559
その他の訓練	15
合計	6,666

(4) 国際消防救助隊（IRT）

仙台市は、昭和62年に国際消防救助隊協力都市となり、職員11名が国際消防救助隊員に登録されています。出動体制は協力都市で日付毎グループ化し、本市の場合、毎月17日から20日までの間に消防庁長官から要請があったときに出動する体制となっています。

本市では、平成11年9月21日に発生した台湾地震へ4名、平成15年6月22日に発生したアルジェリア北部地震へ2名、平成29年9月20日に発生したメキシコ地震へ3名の隊員を日本救助チームの一員として派遣し、人命救助活動にあたりました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 航空消防 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 航空消防業務の実施体制

仙台市消防航空隊は、ヘリコプターを活用した山林火災における空中消火、遭難者の検索や救助、救急搬送、ヘリコプターテレビ電送システムなどを活用した情報収集等の航空消防活動を実施するため、平成5年4月に太白区郡山の「仙台ヘリポート」を基地として発足しました。

そして、平成13年2月には若林区荒浜に「仙台市消防ヘリポート」が完成し、同年4月からこのヘリポートに「荒浜航空分署」として消防航空隊、救助隊並びに救急隊を配置しました。

また、平成18年8月には宮城県沖地震への対応や点検等による空白期間を解消するため、新たに2機目の消防ヘリコプターを導入し、24時間365日常時1機体制の確保等、消防航空体制の強化を図り、更に平成23年4月には消防ヘリコプター1号機を更新しました。

平成23年3月11日発生 of 東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、仙台空港を暫定的活動拠点としていました。

平成30年4月仙台空港隣接地に恒久的な新しい活動拠点である「仙台市消防航空センター」が完成し、運航を開始しています。

(2) 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

消防ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、令和2年中の出場実績は、市域内へのお出場57件（火災10件、救助17件、救急24件、その他6件）、市域外へのお出場14件となっています。

また、これまでの大規模災害時等の実績として、阪神・淡路大震災を契機に発足した「緊急消防援助隊」による出場が6件、「宮城県内航空消防応援協定」による出場が273件となっています。

表-17 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

(令和2年中)

災 害 種 別	出場件数 (件)	飛 行 時 間	出 場 人 数	救助搬送人数
火 災	18	10 : 10	99	0
救 助	21	14 : 39	114	10
救 急	26	18 : 06	133	23
自 然 災 害	0	0 : 00	0	0
そ の 他	6	2 : 55	31	0
合 計	71	45 : 50	377	33

表-18 区域別活動別出場件数

(令和2年中)

区 分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	宮城地区	市域内 沿岸部 ※	市域内 小 計	市域外	合 計
合 計	8	8	4	14	12	11	0	57	14	71
情報収集	3	3	1	3	4			14	7	21
消火活動										0
救助活動	1	1	2	3	3	3		13	4	17
救急活動	3	1	1	6	3	8		22	2	24
照明活動										0
物資輸送										0
人員輸送				2				2		2
無線中継										0
活動無	1	3			2			6	1	7
そ の 他										0

※ 宮城県に津波警報等が発表された際の避難広報及び海面変動監視に係る出場

表-19 月別活動別出場件数

(令和2年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	1	9	2	6	10	7	2	7	4	8	5	10	71
情報収集			1	4	2	2					4	8	21
消火活動													0
救助活動	1	2			2	2	1	2	2	4		1	17
救急活動		5	1		5	3		3	2	3	1	1	24
照明活動													0
物資輸送													0
人員輸送		1						1					2
無線中継													0
活動無		1		2	1		1	1		1			7
そ の 他													0

(3) 航空消防活動訓練の実施

消防航空隊は、航空消防活動における専門的な教育を受けた隊員による部隊として、各種災害現場において特殊な活動を行うため、日常から、その資質向上を図るために航空救助・救急訓練などの各種訓練や県内外の消防機関、自衛隊等の他機関と合同で大規模災害対応訓練等を実施しています。

救 急

(1) 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成3年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成15年4月からは、市内4医療機関との連携によりメディカルコントロール体制を構築しています。

令和3年4月1日現在、6署3分署13出張所、救急ステーション、中央救急出張所に27隊の救急隊（うち1隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を設置し、専任救急隊員222人（兼任救急隊員497人）と38台の高規格救急車（予備車11台を含む）で救急業務を実施しています。

表-20 救急隊の配置状況

（令和3年4月1日現在）

署名称	救急隊数	救急隊設置署所
消防局	4隊	救急ステーション2隊(うち1隊は高度処置救急隊)、中央救急出張所2隊
青葉消防署	5隊	本署2隊、国見出張所、片平出張所、荒巻出張所
宮城野消防署	5隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若林消防署	3隊	本署、六郷分署、河原町出張所
太白消防署	5隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉消防署	3隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮城消防署	2隊	本署、熊ヶ根出張所
合計	27隊	

表-21 救急隊員数等

（令和3年4月1日現在）

救急隊員数	専任救急隊員	222
	兼任救急隊員	497
	計(人)	719
救急隊員有資格者の内訳	救急科(250時間)修了者	598
	救急科救急標準課程(250時間)修了者	280
	救急I課程(135時間)及び救急II課程(115時間)修了者	30
	救急I課程(135時間)のみ修了者	4
	計(人)	912
救急救命士配置状況	救急救命士有資格者(就業前実習未修了者除く)	177
	各救急隊	135
	指令課	7
	救急課(救急ステーション救急隊、中央救急隊を除く)	9
	その他(研修所派遣、各署日勤等)	26
計(人)	177	
救急車配置状況	各救急隊	26
	高度処置救急隊(ドクターカー)	1
	予備車(本署、救急ステーション及び中央救急出張所に各1台、管理課に3台配置)	11
	計(台)	38

(2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

令和2年中の救急出場件数は48,649件(対前年6,167件減,対前年比11.3%減),搬送人員は42,074人(対前年5,899人減,対前年比12.3%減)となっています。これは,1日あたり約132.9件,約10.8分に1回の割合で救急隊が出場し,市民の約25.7人に1人が救急隊によって搬送されたこととなります。

なお,令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け,8年ぶりに救急出場件数等が減少に転じました。

表-22 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分	仙 台 市				全 国			
	出場件数	指数	搬送人員数	指数	出場件数	指数	搬送人員数	指数
平成 17	39,193	100	35,706	100	5,280,428	100	4,958,363	100
18	38,787	99	35,003	98	5,240,478	99	4,895,328	99
19	39,464	101	35,548	100	5,293,403	100	4,905,585	99
20	37,512	96	33,415	94	5,100,370	97	4,681,447	94
21	37,863	97	33,140	93	5,125,936	97	4,686,045	95
22	42,052	107	36,312	102	5,467,620	104	4,982,512	100
23	46,394	118	40,086	112	5,711,102	108	5,185,313	105
24	45,226	115	38,688	108	5,805,701	110	5,252,827	106
25	45,671	117	39,511	111	5,918,939	112	5,348,623	108
26	47,184	120	40,813	114	5,988,377	113	5,408,635	109
27	48,065	123	41,371	116	6,058,190	115	5,481,252	111
28	48,363	123	42,701	120	6,213,628	118	5,624,034	113
29	49,816	127	44,123	124	6,345,517	120	5,738,664	116
30	52,538	134	46,591	130	6,608,341	125	5,962,613	120
令和 元	54,816	140	47,973	134	6,642,772	126	5,980,258	121
2	48,649	124	42,074	118	5,933,390	112	5,294,045	107

※ 令和2年の全国値は速報値

(3) 事故種別傷病程度別搬送人員

令和2年中の搬送人員42,074人の傷病程度別の状況をみると,死亡,重症,中等症が全体の68.4%,軽症の割合は31.6%となっています。

表-23 事故種別傷病程度別搬送人員

(令和2年中)

区 分	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他
急 病	27,972	357	2,457	16,868	8,288	2
一般負傷	5,892	14	573	2,457	2,848	
転院搬送	4,818	3	1,044	3,535	236	
交 通	2,281	7	74	763	1,437	
そ の 他	1,111	45	78	522	466	
計	42,074	426	4,226	24,145	13,275	2

(4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士の知識や技術の向上を図るため、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を、平常勤務と切り離れた教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保（気管挿管）（平成23年よりビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能）、②アドレナリン（強心剤）の投与、③自己注射が可能なアドレナリン製剤の条件付き投与のほか、平成26年には、④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され、これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど救急業務の高度化に対応するための取り組みも実施しています。

その他、救急救命士の業務との連携を図るため、救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

表-24 救急隊員に対する教育訓練の実績

(令和2年度)

教育訓練項目	人員(回数)
救急救命士養成(養成研修派遣)	8
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	6
宮城県消防学校救急科派遣	0
宮城県消防学校初任総合教育(救急科)	28
救急救命士継続教育プログラム(生涯教育)	153(2回)
救急ステーション実習(生涯教育・1か月)	72
メディカルコントロール症例検討会	632(10回)
救急救命士就業前病院実習	9
東北救急医学会救急隊員部会(長岡市)※誌上開催	—
日本臨床救急医学会(WE B形式)	—
全国救急隊員シンポジウム(WE B形式 配信地:堺市)	91
宮城県救急医療研究会(仙台市)※延期	—
救急隊員研修会(活動研究会)	43
救急技術訓練	476(83回)
気管挿管病院実習	11
薬剤投与病院実習	9
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	22

(5) メディカルコントロール体制

平成15年4月から、市内4医療機関と連携し、メディカルコントロール体制を構築しています。

表-25 メディカルコントロール体制

医療機関名	業務内容
東北大学病院	①指示, 指導・助言 ②事後検証(メディカルディレクター)
仙台市立病院	①指示, 指導・助言 ②病院実習 ③事後検証(メディカルコントロール・メイン)
仙台医療センター	①指示, 指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)
仙台オープン病院	①指示, 指導・助言 ②事後検証(メディカルコントロール・サブ)

(6) 市民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命効果を向上させるためには、救急隊が現場に到着するまでの間に、心肺機能停止（CPA）状態で倒れた人に対して、その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと（バイスタンダーCPR）が極めて重要です。

仙台市では、平成16年度を初年度として市民20万人（5人に1人）の受講を目標とし、平成19年度に達成したところですが、その後もこれまでの取組みを継承し、引続き毎年度25,000人以上の受講を目標として、胸骨圧迫、人工呼吸及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いを主とした救命講習会を開催し、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成24年度から、より気軽に応急手当が学べる「救命入門コース（90分）」、平成29年度には、主に小学校上学年を対象とした「救命入門コース（45分）」を設けています。

また、応急手当について学べるホームページの開設や緊急時にも使えるスマートフォン用のアプリケーション「救命ナビ」（平成29年4月に病气やけがの緊急度を自ら判定できる機能「救急受診ガイド」を追加、宮城県の#7119運用開始に伴い平成30年3月「おとなの救急電話相談」を追加）を公開するなど、応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

表-26 救命講習の実施状況

（単位：人）

区分	平成6～ 平成22	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	累計
普通救命講習	257,117	15,283	20,651	18,864	21,698	20,858	21,188	21,446	21,543	21,877	8,542	449,067
上級救命講習	11,263	540	639	583	603	697	648	616	681	412	268	16,950
応急手当普及員講習	3,690	195	227	189	188	227	213	209	207	186	152	5,683
救急入門コース	—	—	1,647	3,947	4,482	3,972	4,947	4,285	4,601	4,328	2,660	35,869
合計	272,070	16,018	23,164	23,583	26,971	25,754	26,996	26,556	27,032	26,803	11,622	506,569

※ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

(7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは、①高度処置救急隊（ドクターカー）運用の拠点としての機能、②メディカルコントロール（事後検証、救急隊員教育、症例検討会）の拠点施設としての機能、③救急業務の高度化に適切に対応するため、救急業務全般を統括的に指導する救急課直轄の救急隊の活動拠点としての機能、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

(8) 仙台市中央救急出張所

仙台市中央救急出張所は、特に救急需要が高い市中心地域における対応として、仙台駅直近の宮城野橋高架下に建設し救急隊2隊を配置するとともに、①集団救急災害への対応、②感染症に対する取組み、③救急車同乗実習を通じた他機関との連携、これら3つの機能を併せ持つ救急課直轄の施設です。

(9) PA 連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄りの消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命効果の一層の向上が期待されます。

(10) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人を配置し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

令和3年4月1日現在の登録事業所施設数は、1,323施設となっています。

(11) 全国消防長会救急委員会

平成29年4月から仙台市消防局長が全国59都市の消防長等で構成される全国消防長会救急委員会の委員長に委嘱されました。救急委員会では、救急関係法制事案の措置推進に関することや救急業務の制度及び体制の調査研究に関することなど、救急業務の諸問題の解決に向けた審議等を行っています。



令和2年度救急活動研究会



新型コロナウイルス感染症に係る救急活動中の感染防止策(訓練)

(2) 通信設備

表-28 通信設備の構成

(令和3年4月1日現在)

無線電話設備	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	6基
	基地局	消防系	150MHz 10W・5W	1基
			260MHz	6基
	携帯基地局	ヘリテレ系	380MHz 10W	1基
	携帯局	消防系	260MHz 5W	6基
			400MHz 1W	204基
		ヘリテレ系	15GHz 5W	1基
			380MHz 5W・1W	6基
	陸上移動局	消防系	150MHz 5W	16基
			260MHz 10W・5W・2W	546基
			400MHz 1W	75基
	航空局	航空系	130MHz 10W (固定型)	3基
130MHz 1.5W (携帯型)			3基	
130MHz 10W (携帯型)			2基	
航空機局	航空系	130MHz 25W	4基	
光伝送設備	光伝送路終端装置			1式
	光画像伝送装置			1式
	光ファイバーケーブル線路			1区間
気象観測設備	気象観測設備・気象テレメータ設備			3箇所
	雨量計			15箇所
その他のシステム (消防局)	災害情報提供システム (杜の都防災メール)			1式
	メール119番システム			1式
	NET119緊急通報システム			1式
その他のシステム (消防局以外)	津波情報伝達システム			1式
	緊急情報ネットワーク (エムネット)			1式
	防災情報提供システム			1式
	河川・流域総合情報システム			1式
	全国瞬時警報システム (Jアラート)			1式
	宮城県総合防災情報システム (MIDORI)			1式
主要回線等の数	INS119番回線			20回線 40チャンネル
	データ指令回線			35回線
	業務系 (OA系) 回線			31回線
	メール119番用回線			2回線
	病院専用回線			15回線
	自動応答装置 (火災等の問い合わせ用)			20回線
	仙台市消防救急デジタル無線広域イーサネット回線			14回線

図-5 有線系統図

(令和3年4月1日現在)

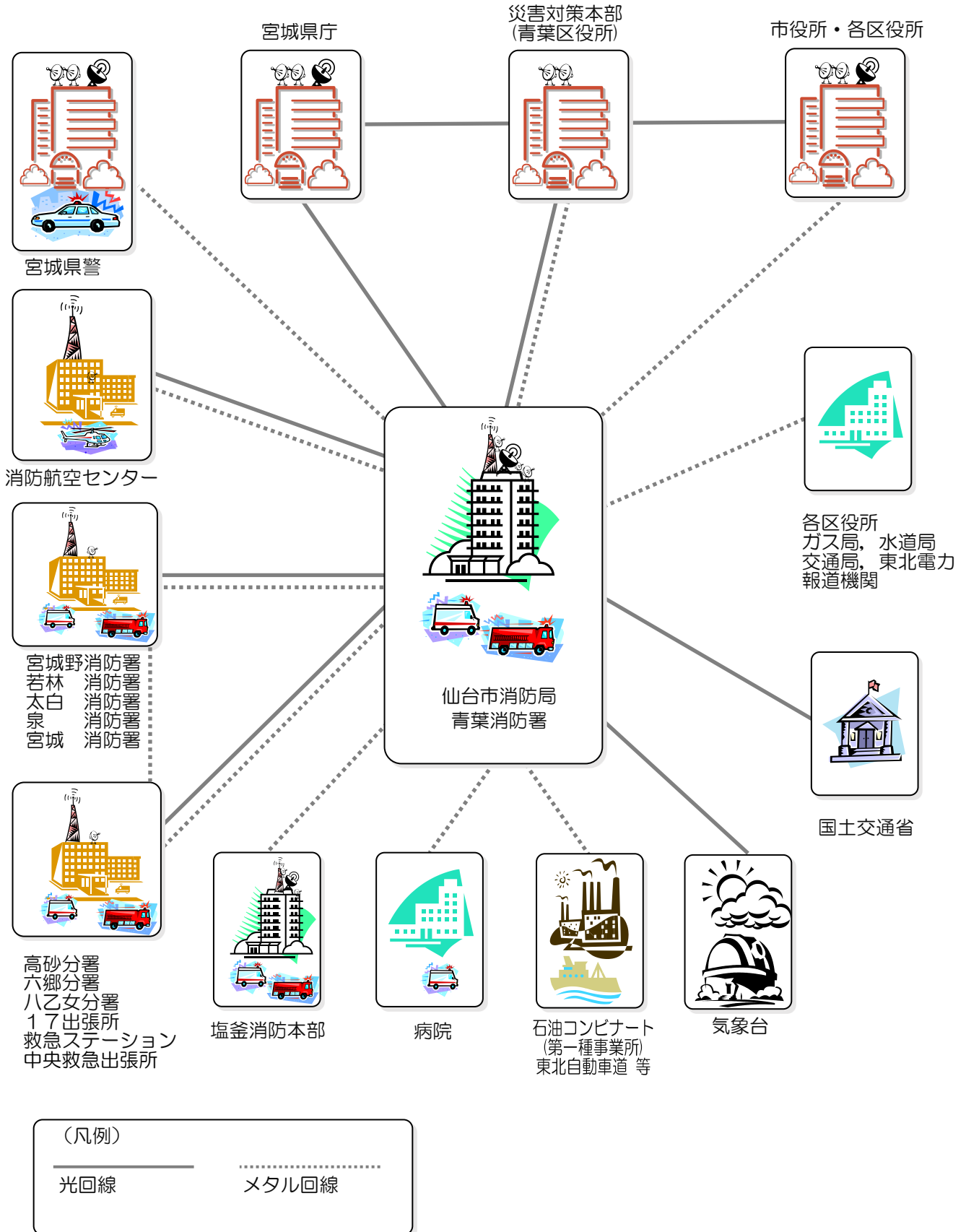


図-6 無線系統図

(令和3年4月1日現在)

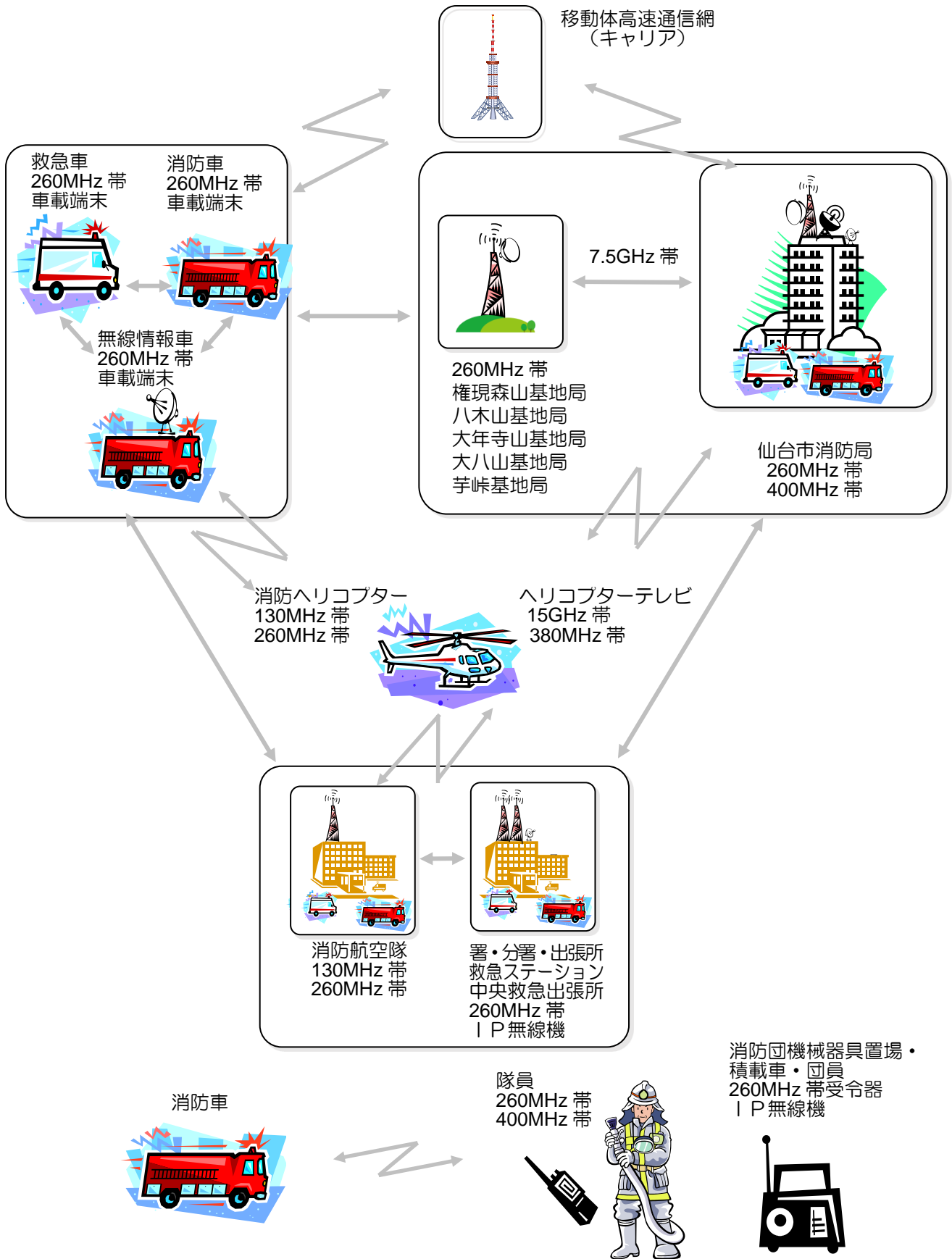
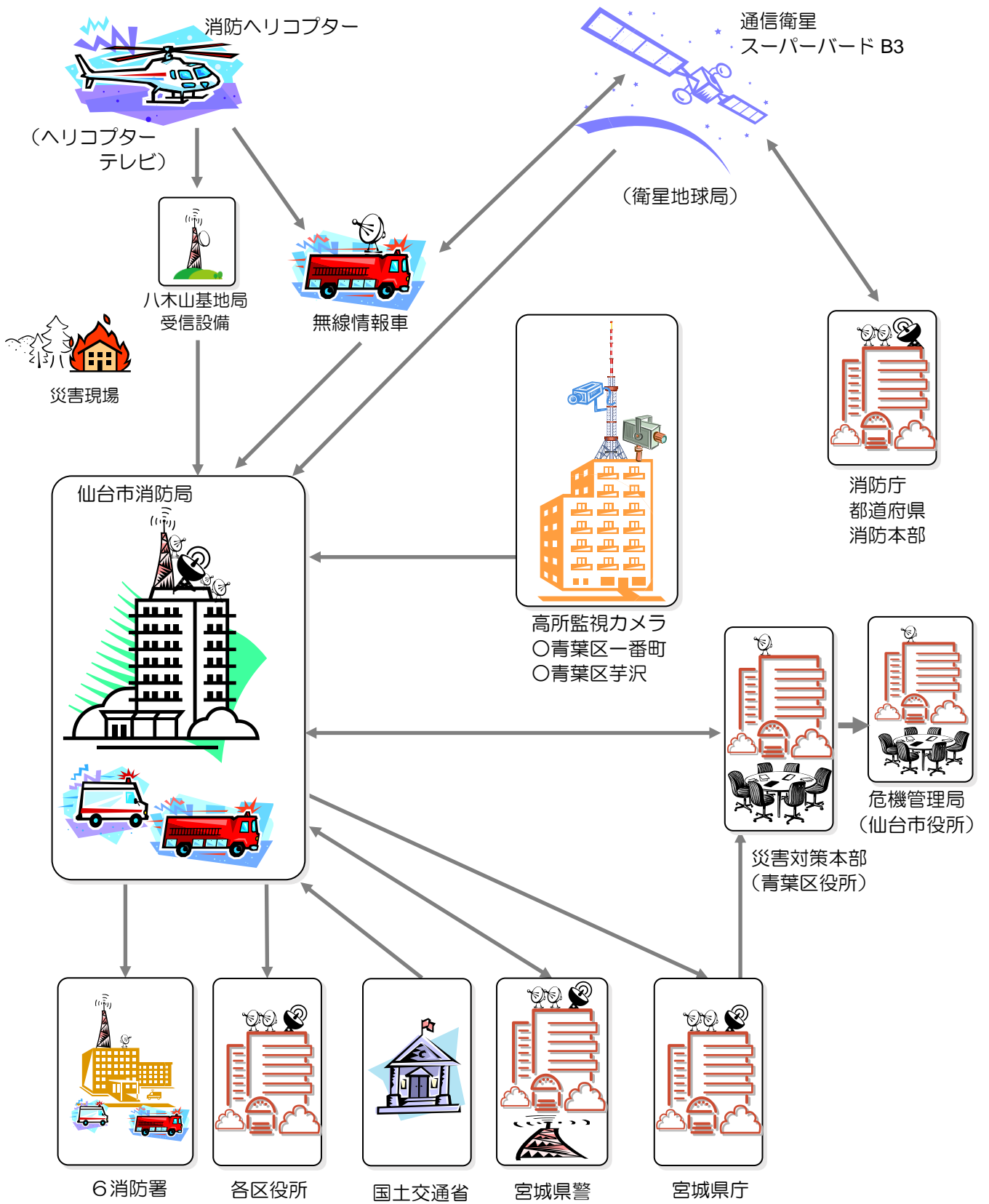


図-7 映像伝送システム系統図

(令和3年4月1日)



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 火災予防 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 住宅防火対策

仙台市の住宅用火災警報器設置状況は、令和2年7月現在、93.8%で、政令市の中でも高い設置率であり、全国平均82.6%に比較して11.2ポイント高い設置率となっています。

また、条例化から10年以上が経過し、電池切れや本体の故障などが懸念されることから、火災予防運動などのイベント時の啓発に加えSNSやマスコミ等を活用した重点的な啓発を行っています。

(2) 防火意識の普及啓発

火災予防運動期間を中心に、主に各消防署で、地域の特色を生かした火災予防の啓発に取り組んでいます。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、直接的な広報に加え、SNSやデジタルサイネージ、動画等を活用した多種多様な広報等により、市民の防火意識の高揚を図っています。

また、年間を通じて行っているひとり暮らし等の高齢者世帯への防火訪問では、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、防火指導とともに住宅用火災警報器や住宅用消火器の啓発チラシ等を配布するなど、住宅防火対策や高齢者の死傷者の低減に向けた取組みを行っています。

若年世代に対しては、小学生の消防署庁舎見学時に火災予防の啓発を図っており、さらに地域の少年消防クラブでは、山火事防止標語板の取付けや、火災予防運動期間中の防火広報、ポスターコンクール等への参加を通して防火意識の醸成を図っています。令和2年度の秋の火災予防運動では、書道パフォーマンスへの協力を通して、高校生の防火意識の高揚にも取り組んでいます。



秋の火災予防運動ポスター

※火災予防をテーマに宮城第一高等学校・仙台二華高等学校・仙台育英学園高等学校の書道部が制作した書道パフォーマンス作品を採用

火災予防運動広報動画
(せんだい Tube)



予告 春の火災予防運動

3/1(月)▶3/7(日)

震災から10年目の春 身近な防災「火の用心」

萌えても、燃やさない

東北ずん子 profile

- 東北復興キャラクターとして活動している女子高生。
- 三陸海岸で雷に打たれた後、ずんだもちを作る力に目覚め、全国にずんだもちを広げる旅に出ている。
- 震災から10年目を迎え、今回の火災予防運動に協力してくれることになった。
- 東北ずん子が気になった方は、【東北ずん子 公式】で検索

仙台市消防局 × 東北復興キャラクター 東北ずん子

SENDAI CITY FIRE BUREAU

住宅用火災警報器の設置と点検を。
⇒ 動画はこちらから




地下鉄ドアガラス広告

※春の火災予防運動では、東日本大震災から10年目の春ということを踏まえ、震災復興キャラクター「東北ずん子」とのコラボレーションを企画

萌えても、燃やさない

春の火災予防運動 3/1(月)▶3/7(日)

震災から10年目の春 身近な防災「火の用心」

住宅用火災警報器の設置と点検を。
⇒ 動画はこちらから

東北復興キャラクター 東北ずん子 × 仙台市消防局 SENDAI CITY FIRE BUREAU

仙台防火委員会 (公社) 仙台市防災安全協会



春の火災予防運動ポスター

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 火災調査 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 出火の状況及び火災による損害額

令和2年中の出火件数は251件で、前年（249件）に比べ2件増加しています。また、火災による死者は9人（前年8人）、負傷者は39人（前年39人）となっています。

損害額は2億1,412万2千円で、前年に比べ5,264万1千円増加しています。1万人あたりの出火件数（出火率）は、2.3件となっています。

表-29 火災の状況

区 分		単位	令 和 2 年		令 和 元 年		
出火件数	建物火災	ぼ や	128	168	251	116	249
		部 分 焼	22			22	
		半 焼	6			8	
		全 焼	12			8	
		爆 発	0			0	
	車 両 火 災	23	83	31	95		
	船 舶 火 災	0		0			
	林 野 火 災	2		0			
そ の 他 の 火 災	58	64					
焼損棟数	棟	ぼ や	152		129		
		部 分 焼	39		30		
		半 焼	7		9		
		全 焼	20		10		
り災世帯	世帯	小 損	121		92		
		半 損	3		3		
		全 損	19		19		
り 災 人 員		人	308		220		
焼損面積	建物（床面積）		3,094		1,622		
	建物（表面積）		307		165		
	林 野		a				
損害額	建物	建 物	157,437		110,170		
		収 容 物	43,512		40,548		
	車 両		12,082		10,196		
	船 舶						
	林 野		1				
	そ の 他		1,090		567		
	爆 発						
合 計		214,122		161,481			
死 者		人	9		8		
負 傷 者			39		39		
放 水 火 災		件	77		105		
出 火 率		件/万人	2.3		2.3		

(2) 主な出火原因

令和2年中の出火件数251件のうち、放火・放火の疑いによる火災は46件で、全件数の18.3%を占めており、昭和55年以降41年連続出火原因の1位となっています。次いで、こんろが28件、たばこが27件となっています。

表－30 主な出火原因別の出火件数

(令和2年中)

順位	出火原因	件数
1位	放火（疑い含む）	46
2位	こんろ（内天ぷら油13件）	28
3位	たばこ	27
4位	電灯・電話等の配線	23
5位	配線器具	13
5位	電気機器	13
7位	ストーブ	10

(3) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が168件（66.9%）、その他の火災が58件（23.1%）、車両火災が23件（9.1%）となっています。

※ その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう

表－31 火災種別出火件数と構成比率

区 分	令 和 2 年		令 和 元 年	
	出火件数	割合（%）	出火件数	割合（%）
建 物 火 災	168	66.9	154	61.8
そ の 他 の 火 災	58	23.1	64	25.7
車 両 火 災	23	9.1	31	12.4
林 野 火 災	2	0.8	0	0.0
船 舶 火 災	0	0.0	0	0.0
合 計	251	100.0	249	100.0

(4) 署別火災発生状況

署別の火災発生状況を前年と比較すると、若林署、太白署及び泉署の3署で増加しているものの、泉署以外の5署では10年平均の件数を下回っています。

表－32 署別火災発生状況

区 分	青葉署	宮城野署	若林署	太白署	泉 署	宮城署	合 計
令 和 2 年	64	46	33	44	47	17	251
割 合（%）	25.5	18.3	13.1	17.5	18.7	6.8	100
令 和 元 年	64	63	32	43	27	20	249
過去10年平均	80.4	59.1	38.0	52.1	45.1	22.5	297.2

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 防火管理・消防用設備等の規制 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 防火対象物の実態

令和3年4月1日現在，政令で定める防火対象物数は40,321件で，そのうち，青葉消防署管内の防火対象物は10,667件(全市の防火対象物の26%)，宮城野消防署9,159件(23%)，若林消防署6,316件(16%)，太白消防署6,926件(17%)，泉消防署5,560件(14%)，宮城消防署1,693件(4%)となっています。

表-33 防火対象物数 (令和3年4月1日現在)

区 分		政令防火 対象物数	青 葉 消 防 署	宮 城 野 消 防 署	若 林 消 防 署	太 白 消 防 署	泉 消 防 署	宮 城 消 防 署
合 計		40,321	10,667	9,159	6,316	6,926	5,560	1,693
(1)	イ 劇 場 等	38	6	15	3	5	8	1
	ロ 公 会 堂 等	268	48	50	34	55	61	20
(2)	イ キャバレー等	2	1			1		
	ロ 遊 技 場 等	63	9	17	7	10	14	6
	ハ 性 風 俗 店 等	0						
(3)	イ 待 合 等	4	1			3		
	ロ 飲 食 店 等	648	182	94	76	123	125	48
(4)	百 貨 店 等	1,273	182	224	220	255	295	97
(5)	イ 旅 館 等	248	80	34	9	82	28	15
	ロ 共 同 住 宅 等	20,867	5,931	4,358	2,890	4,171	2,821	696
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	52	19	20	4	3	5	1
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	14	4	3		2	5	
	イ(3) (1)を除く病院,(2)を除く 有床診療所,有床助産所	68	13	19	5	11	14	6
	イ(4) 無床診療所,無床助産所	459	104	47	63	99	106	40
	ロ(1) 老人福祉施設等	372	40	68	38	98	86	42
	ロ(2) 救 護 施 設	3	2			1		
	ロ(3) 乳 児 院	1	1					
	ロ(4) 障害児入所施設	6	1				4	1
	ロ(5) 障害者支援施設	48	7	3	7	7	18	6
	ハ(1) デイサービスセンター等	147	38	19	18	37	30	5
	ハ(2) 更 生 施 設	2	2					
	ハ(3) 助産施設,保育所等	275	42	59	38	63	54	19
	ハ(4) 児童発達支援センター等	23	3	6	1	9	4	
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	235	37	24	19	75	57	23
	ニ 幼 稚 園 等	156	30	33	18	27	40	8
(7)	小 中 高 学 校 等	1,048	477	122	62	167	165	55
(8)	図 書 館 等	24	9		3	7	3	2
(9)	イ 蒸 気 浴 場 等	6	3			1	2	
	ロ イ 以 外 の も の	4	2		1	1		
(10)	停 車 場 等	45	16	10	8	7	4	
(11)	神 社 等	366	115	53	77	50	41	30
(12)	イ 工 場 等	1,631	63	762	431	128	158	89
	ロ テレビスタジオ	1	1					
(13)	イ 車 庫 等	1,124	450	238	142	123	137	34
	ロ 格 納 庫	3		1	2			
(14)	倉 庫	2,395	65	1045	816	140	205	124
(15)	前 各 号 以 外	3,282	727	902	548	451	492	162
(16)	イ 複 合 (特 定)	3,051	1,298	494	389	417	352	101
	ロ 複 合 (非 特 定)	2,009	631	433	379	291	219	56
(17)	文 化 財 等	32	12	3	6	4	3	4
(18)	ア ー ケ ー ド	11	11					

(2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第4条及び第16条の5の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

令和3年4月1日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は47,059件であり、令和2年度に行った立入検査件数は12,668件です。（立入検査件数：防火対象物11,553件、危険物製造所等1,115件）

表-34-1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況（令和3年4月1日現在）

区 分		防 火 対 象 物 数	令 和 2 年 度 立 入 検 査 件 数	甲 種 防 火 対 象 物 数	乙 種 防 火 対 象 物 数	防火管理者届出対象物数	
						甲 種	乙 種
合 計		40,321	11,553	13,296	1,107	12,565	883
(1)	イ 劇 場 等	38	4	38		38	
	ロ 公 会 堂 等	268	119	237	24	233	22
(2)	イ キャバレー等	2	1	1	1	1	
	ロ 遊 技 場 等	63	20	60	2	60	2
	ハ 性 風 俗 店 等	0					
(3)	ニ 個 室 ビ デ オ 店 等	17	11	17		17	
	イ 待 合 等	4		3		3	
(4)	ロ 飲 食 店	648	325	337	266	304	237
	百 貨 店 等	1,273	632	820	220	775	182
(5)	イ 旅 館 等	248	153	198	21	197	21
	ロ 共 同 住 宅 等	20,867	3,124	3,453	96	3,232	20
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	52	19	32		32	
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	14	7	14		14	
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	68	23	54		52	
	イ(4) 無床診療所、無床助産所	459	187	94	11	88	4
	ロ(1) 老人福祉施設等	372	120	354	7	342	6
	ロ(2) 救 護 施 設	3		3		3	
	ロ(3) 乳 児 院	1		1		1	
	ロ(4) 障害児入所施設	6	4	6		5	
	ロ(5) 障害者支援施設	48	18	28	1	25	
	ハ(1) デイサービスセンター等	147	93	92	16	92	14
	ハ(2) 更 生 施 設	2	1	2		2	
	ハ(3) 助産施設、保育所等	275	202	222	23	217	19
	ハ(4) 児童発達支援センター等	23	15	9		9	
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	235	112	69	8	68	8
	ニ 幼 稚 園 等	156	105	149	4	147	4
	(7)	小 中 高 学 校 等	1,048	557	1,012	9	985
(8)	図 書 館 等	24	12	20	2	19	2
(9)	イ 蒸 気 浴 場 等	6	2	5	1	5	1
	ロ イ以外のもの	4	1		1		1
(10)	停 車 場 等	45	15	12		12	
(11)	神 社 等	366	142	255	59	232	53
(12)	イ 工 場 等	1,631	686	355	9	345	8
	ロ テレビスタジオ	1					
(13)	イ 車 庫 等	1,124	430	890	11	828	7
	ロ 格 納 庫	3		2		2	
(14)	倉 庫	2,395	1,059	456	11	438	8
(15)	前 各 号 以 外	3,282	1,396	1,309	95	1,255	77
(16)	イ 複 合（特定）	3,051	1,191	2,136	175	1,979	153
	ロ 複 合（非特定）	2,009	730	535	30	492	23
(17)	文 化 財 等	32	32	16	4	16	4
(18)	ア ー ケ ー ド	11	5				

表-34-2 危険物・少量危険物・指定可燃物施設数

(令和3年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数
合 計	6,738
危険物製造所等	2,054
少量危険物貯蔵取扱所	4,116
指定可燃物貯蔵取扱所	568

(3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

令和3年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は14,403件となっています。

(4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理について権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付け、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

令和3年4月1日現在、統括防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物は2,328件となっています。

表-35-1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(令和3年4月1日現在)

区 分			防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
				高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計			2,328	789	1,903	652	1,822	633
(1)	イ	劇 場 等	3	1	3	1	3	1
	ロ	公 会 堂 等	6		6		6	
(2)	イ	キャバレー等	1		1		1	
	ロ	遊 技 場 等	2		2		2	
	ハ	性 風 俗 店 等						
(3)	ニ	個室ビデオ店等	1		1		1	
	イ	待 合 等						
(4)	ロ	飲 食 店	70	2	67	2	66	2
	イ	百 貨 店 等	17	1	14	1	14	1
(5)	イ	旅 館 等	13	2	11	2	11	2
	ロ	共 同 住 宅 等	551	526	454	434	442	422
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	1	1	1		1	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院,(2)を除く 有床診療所,有床助産所	2		2		2	1
	イ(4)	無床診療所,無床助産所	3		2	1	2	1
	ロ(1)	老人福祉施設等						
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等	3		3		3	
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設,保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	1		1		1	
	ニ	幼 稚 園 等	1		1		1	
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
(15)	そ の 他 の 事 業 所 等		101	71	79	57	77	55
(16)	イ	複 合 (特 定)	1,285	130	1,058	113	1,003	110
	ロ	複 合 (非 特 定)	267	55	197	41	186	38

表-35-2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(令和3年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	69	69	69
11 階以上 10,000 m ² 以上	47	47	47
5 階以上 10 階以下 20,000 m ² 以上	22	22	22
4 階以下 50,000 m ² 以上	0	0	0

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げることができます。

表-36 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物

(令和3年4月1日現在)

区	分	合 計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉 消 防 署		宮城消防署			
		収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 人 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物		
合 計		924	355	351	297	138	26	86	6	156	17	136	5	57	4		
(1)	イ	劇 場 等	21		6		2		2		5		5		1		
	ロ	公 会 堂 等	141	6	30	1	29		13		32	5	26		11		
(2)	イ	キャバレー等	1		1												
	ロ	遊技場等	46		9		13		5		7		7		5		
	ハ	性風俗店等															
	ニ	個室ビデオ店等	4		2						2						
(3)	イ	待 合 等															
	ロ	飲 食 店	21	59	18	55	1	2			1		1	1		1	
(4)		百 貨 店 等	186	34	13	32	33	1	27	1	45		50		18		
(5)	イ	旅 館 等	39	24	14	18	5	3	2		12	2	3		3	1	
(6)	イ(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	13	4	5	4	1		1		2		3		1		
	イ(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所		1								1					
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く有床診療所、有床助産所	15	7	4	4	5		1		4	1		1	1	1	
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	1	7	1	3						3				1	
	ロ(1)	老人福祉施設等	8	4	1	2			1			1	2	1	4		
	ロ(2)	救 護 施 設															
	ロ(3)	乳 児 院															
	ロ(4)	障害児入所施設	1												1		
	ロ(5)	障害者支援施設															
	ハ(1)	デイサービスセンター等		1		1											
	ハ(2)	更 生 施 設															
	ハ(3)	助産施設、保育所等															
	ハ(4)	児童発達支援センター等															
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	1	1						1			1				
	ニ	幼 稚 園 等	13	1	5						4	1	3		1		
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	2	3		3							2				
(16)	イ	複 合 (特 定)	411	203	242	174	49	20	34	4	42	3	33	2	11		

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表-37 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(令和3年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
合 計	48	29	7	2	6	2	2

表示マーク



表示マークの種類

表示マーク（銀）：消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（銀）が交付されます。（有効期間は1年間）

表示マーク（金）：消防機関による審査の結果、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（金）が交付されます。（有効期間は3年間）

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 防災管理 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

防災管理の状況

消防法では、大規模地震の発生等に係る被害の軽減を目的として、平成21年6月1日から大規模・高層の建築物等に防災管理の実施及び自衛消防組織の設置を義務付けています。

表－38 防災管理状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	防災管理 対象物数	防災管理者 届出対象物数	防災管理に係る 消防計画届出 済対象物数	統括防災管理を必要とする防火対象物数		自衛消防組織設置 届出済対象物数
				全体についての 防火管理に係る消防 計画届出済対象物数	防火管理に係る消防 計画届出済対象物数	
合 計	142	141	141	69	69	140
(1) イ 劇場等						
ロ 公会堂等						
(2) イ キャバレー等						
ロ 遊技場等	1	1	1			1
ハ 性風俗店等						
ニ 個室ビデオ店等						
(3) イ 待合等						
ロ 飲食店						
(4) 百貨店等	3	3	3	2	2	3
(5) イ 旅館等	9	9	9			9
(6)	イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	5	5	5		5
	イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療所					
	イ(3) (1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	4	4	4		4
	イ(4) 無床診療所、無床助産所					
	ロ(1) 老人福祉施設等	2	2	2		2
	ロ(2) 救護施設					
	ロ(3) 乳児院					
	ロ(4) 障害児入所施設					
	ロ(5) 障害者支援施設					
	ハ(1) デイサービスセンター等					
	ハ(2) 更生施設					
	ハ(3) 助産施設、保育所等					
	ハ(4) 児童発達支援センター等					
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等					
	ニ 幼稚園等					
(7) 小中高等学校等	17	17	17			17
(8) 図書館等						
(9) イ 蒸気浴場等						
ロ イ以外のもの						
(10) 停車場等						
(11) 神社等						
(12) イ 工場等	5	5	5			5
ロ テレビスタジオ						
(13) イ 車庫等						
(15) 前各号以外	35	35	35	17	17	35
(16) イ 複合(特定)	59	58	58	49	49	57
ロ 複合(非特定)	2	2	2	1	1	2
(17) 文化財等						

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 防火管理講習等 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 防火管理に関する講習

防火対象物において防火管理者となる資格を付与するための講習として、甲種防火管理新規講習を定期的
に実施しています。甲種防火管理講習課程の修了者は、用途、規模、収容人員にかかわらず、すべての防火
対象物の防火管理者として選任される資格を得ます。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物で、収容人員が300人以上の防火対象物の甲種防火管理講
習修了の防火管理者には、5年以内毎に再講習の受講義務があり、そのための講習として甲種防火管理再講
習を実施しています。

(2) 防災管理及び自衛消防業務に関する講習

大規模・高層の建築物において防災管理者や自衛消防組織の統括管理者となる資格を付与するための講習
として、防災管理新規講習及び自衛消防業務新規講習を定期的実施しています。

なお、防災管理新規講習には受講資格として甲種防火管理講習課程の修了が求められますが、それらをあ
わせ両方の資格が同時に取得できる講習として、防火・防災管理新規講習も実施しています。

平成26年4月からは、防災管理者に選任されている方を対象にした防災管理再講習と、自衛消防業務新規
講習を受講された方及び自衛消防組織の業務に関する講習（追加講習）を受講された方を対象に自衛消防業
務再講習を実施しています。

表－39 防火管理講習等の実施状況

(令和2年度)

	甲種防火管理講習		防 災 管 理 講 習		防火・防災管理講習		自衛消防業務講習	
	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習
受 講 人 数	1,112	208	118	3	280	125	401	293
回 数	10	3	2	1	3	2	33	20

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消 防 同 意 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

令和2年度における消防同意事務処理状況は2,450件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表－40 署別消防同意事務処理状況

(令和2年度)

区 分	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	2,450	695	663	271	493	267	61
新 築	2,245	663	621	230	437	236	58
増 築	100	8	14	39	27	10	2
改 築	1		1				
移 転	1					1	
用途変更	24	7	8	2	5	2	
修 繕	0						
模 様 替	1	1					
仮 設	65	15	19		12	18	1
そ の 他	13	1			12		

表-41 用途・申請別消防同意状況

(令和2年度)

区 分	合計	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大規模 修 繕	大規模 模様替	仮 設	その他
合 計	2,450	2,245	100	1	1	24	0	1	65	13
(1) イ 劇 場 等										
ロ 公 会 堂 等	12	11				1				
(2) イ キャバレー等										
ロ 遊 技 場 等	1		1							
ハ 性 風 俗 店 等										
ニ 個 室 ビ デ オ 店 等										
(3) イ 待 合 等										
ロ 飲 食 店	26	18	3			5				
(4) 百 貨 店 等	39	34	2			1		1	1	
(5) イ 旅 館 等	6	5				1				
ロ 共 同 住 宅 等	368	358	2						8	
イ(1) 避難のために患者の 介助が必要な病院	4	1							3	
イ(2) 避難のために患者の 介助が必要な有床診療										
イ(3) (1)を除く病院,(2)を 除く有床診療所,有床助産所	2	2								
イ(4) 無床診療所,無床助産所	17	15							2	
ロ(1) 老人福祉施設等	15	13	2							
ロ(2) 救 護 施 設										
ロ(3) 乳 児 院										
ロ(4) 障害児入所施設										
ロ(5) 障害者支援施設	1	1								
ハ(1) デイサービスセンター等	4	3				1				
ハ(2) 更 生 施 設										
ハ(3) 助産施設,保育所等	21	20	1							
ハ(4) 児童発達支援センター等	1	1								
ハ(5) 身体障害者福祉センター等	14	13				1				
ニ 幼 稚 園 等	3	2	1							
(7) 小 中 高 学 校 等	40	19	12			2			6	1
(8) 図 書 館 等										
(9) イ 蒸 気 浴 場 等	1	1								
ロ イ以外のもの										
(10) 停 車 場 等	5	2	3							
(11) 神 社 等	14	8	6							
(12) イ 工 場 等	38	31	6			1				
ロ テレビスタジオ										
(13) イ 車 庫 等	94	93	1							
ロ 格 納 庫										
(14) 倉 庫	175	164	7		1	2				1
(15) 前 各 号 以 外	521	433	31	1		1			44	11
(16) イ 複 合 (特 定)	68	52	9			7				
ロ 複 合 (非 特 定)	27	18	9							
(16)2 地 下 街										
(16)3 準 地 下 街										
(17) 文 化 財 等										
(18) ア ー ケ ード										
専 用 住 宅	613	612	1							
併 用 住 宅	46	46								
危 険 物 製 造 所 等 ※	34	30	3			1				
そ の 他	240	239							1	

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 危険物規制 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 危険物施設

令和3年4月1日現在、危険物製造所等の総数は2,054施設で、前年同期(2,070施設)に比べて16施設(約0.8%)減少しました。施設別にみると、地下タンク貯蔵所が536施設(全体の約26%)と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の400施設(全体の約19%)、給油取扱所の324施設(全体の約16%)、屋内貯蔵所の272施設(全体の約13%)の順となっています。

表-42 危険物施設数

(令和3年4月1日現在)

区分	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
合計	2,054	9	272	167	95	536	6	400	12	324	4	227	2
青葉	316		35		55	136		15		32	3	40	
宮城野	752	6	124	118	11	102		195	8	114	1	71	2
若林	271		61	13	6	59	1	53	3	45		30	
太白	260		16	6	13	96	2	44		50		33	
泉	278		19	5	6	90	2	66	1	59		30	
宮城	177	3	17	25	4	53	1	27		24		23	

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域は大量の石油や高圧ガスが集積され、区域一体として防災体制を確立することが緊要であると認められる区域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき指定され、本市においては宮城野区港地区が特別防災区域に指定されています。

また、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所に対し、大容量泡放射システムの配備が義務付けられていることから、本市の特別防災区域では、青森県、秋田県の特定事業所と第二地区(東北)広域共同防災組織を結成しています。

なお、大容量泡放射システムは、秋田県男鹿市にある秋田国家石油備蓄基地内に配備されています。

表-43 石油コンビナート等特別防災区域(仙台地域)の現況 (令和3年4月1日現在)

概要		防災資機材等	
面積	4.6 km ²	大型化学高所放水車	2台
特定事業所数		泡原液搬送車	2台
(共同防災組織加盟事業所数)		甲種普通化学車	3台
第1種	2事業所	放水砲・放水銃	17基
第2種	4事業所	耐熱服	20着
その他の事業所	6事業所	酸素・空気呼吸器	37個
石油貯蔵・取扱量	2,943千kl	泡消火剤	144kl
高圧ガス処理量	91,658千Nm ³	オイルフェンス	4,280m
上記以外の可燃性ガス処理量	190,400千Nm ³	オイルフェンス展張船	1隻
共同防災組織	1組織	油回収装置	1式
自衛防災組織	6組織	消防艇	2隻
防災要員	240人		

表-44 大容量泡放水システムの配備状況

(令和3年4月1日現在)

項目	数量	要目	備付け場所
大容量泡放水砲	2台	放水能力 15,000~40,000 ℓ/min・台	秋田国家石油備蓄基地
ポンプ	3台	水中ポンプ一体型 最大吐出量 20,000 ℓ/min・台	秋田国家石油備蓄基地
混合装置	2式	直接混合方式 混合範囲 1.0%~2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送水ホース及び結合金具	1式	12B ホース 6,460m リール方式による展張・回収車	秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水砲用泡消火薬剤	108,000 ℓ	粘性付与水成膜泡消火薬剤	秋田国家石油備蓄基地

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 火薬類取締 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 火薬類施設

令和3年4月1日現在、火薬類製造所等の総数は51施設となっています。施設別にみると、製造所1施設、火薬庫21施設、販売所11施設、火薬庫外貯蔵所18施設となっています。

表-45 火薬類製造所等施設数

(令和3年4月1日現在)

区分	計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
計	51	10	6	8	4	1	22
製造所	1						1
火薬庫	爆薬庫	4			2		2
	火工品庫	3			1		2
	実包庫	1					1
	煙火庫	12					12
	がん具煙火庫	1					1
販売所	11	4	1	5			1
火薬庫外貯蔵所	18	6	5	3	1	1	2

(2) 立入検査

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に、消防職員が火薬類取締法第43条の規定により施設や消費場所に立ち入って、検査を行います。

表-46 立入検査等実施状況

(令和2年度)

項目	立入検査 (施設)	立入検査 (消費)	保安検査	煙火打揚場所等 現地調査	合計
件数	43	6	22	7	78

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 高圧ガス規制 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 高圧ガス事業所

令和3年4月1日現在、高圧ガス保安法に基づく事業所数は1,253事業所、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業所数は177事業所であり、仙台市内における事業所の総数は1,430事業所となっています。

(2) 立入検査

高圧ガス等による災害の発生を防止し、公共の安全を維持することを目的に、消防職員が高圧ガス保安法第62条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条及びガス事業法第172条の規定により事業所等に立ち入って、検査を行っています。

表-47 高圧ガス法関係事業所数

(令和3年4月1日現在)

事業所区分			事業所数
製造事業所	第一種	一般則	32
		冷凍則	28
		液石則	14
		コンビ則	0
		計	74
	第二種	一般則	125
		冷凍則	322
		液石則	1
計		448	
小計			522
販売事業所			543
貯蔵所	第一種	一般則	25
		液石則	4
		計	29
	第二種	一般則	106
		液石則	0
		計	106
	小計		
特定消費事業所	一般則	28	
	液石則	3	
	小計	31	
容器検査所			22
合計			1,253

表-49 高圧ガス法関係立入検査数

(令和2年度)

事業所区分			立入検査数
製造事業所	第一種	一般則	7
		冷凍則	6
		液石則	2
		コンビ則	0
		計	15
	第二種	一般則	21
		冷凍則	40
		液石則	0
計		61	
小計			76
販売事業所			106
貯蔵所	第一種	一般則	14
		液石則	1
		計	15
	第二種	一般則	15
		液石則	0
		計	15
	小計		
特定消費事業所	一般則	9	
	液石則	2	
	小計	11	
容器検査所			4
合計			227

表-48 液石ガス法関係事業所数

(令和3年4月1日現在)

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業	81
保安機関	77
特定供給設備・貯蔵施設	6
充てん設備	13
合計	177

表-50 液石ガス法関係立入検査数

(令和2年度)

事業所区分	立入検査数
液化石油ガス販売事業	28
保安機関	25
特定供給設備・貯蔵施設	0
充てん設備	6
液化石油ガス設備工事関係	33
特定液化石油ガス設備工事事業関係	31
合計	123

表-51 ガス事業法関係立入検査数

(令和2年度)

事業所区分	立入検査数
ガス事業法	24
合計	24

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 住民等の自主防災活動 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 地域の自主防災活動

安全安心なまちづくりを実現するためには、行政が防災体制を整備するだけでは不十分であり、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければなりません。

令和3年4月1日現在、自主防災組織を結成している町内会等は1,371で、約41万世帯が加入し、各種防災活動を行っています。

(2) 仙台市地域防災リーダー

自主防災組織の活動を活性化させ、地域防災力の強化を図るために、自主防災活動の中心的な役割を担う仙台市地域防災リーダーの養成講習会を行っています。

令和3年4月1日現在、仙台市地域防災リーダーを890人養成しました。

(3) 家庭を中心とした自主防災活動

住宅防火対策の一翼を担う仙台市婦人防火クラブ連絡協議会は、6つの地区（青葉、宮城野、若林、太白、泉、宮城）で構成され、それぞれの地域において、火災予防意識の啓発や救命に関する研修会など様々な活動を行っています。

令和3年4月1日現在、469クラブが活動を行っています。

(4) 少年・少女を中心とした自主防災活動

少年消防クラブは、おおむね10歳～15歳の少年少女により地域や学校を単位に結成されるもので、防火防災に関する知識を身につけるため、消防署の訪問や防災教室に参加するほか、地域に防火標語板を設置するなど様々な活動を行っています。

また、幼年消防クラブは幼少期からの火災予防意識の高揚を図るため、幼稚園、保育園の園児等を対象として結成されるものです。

表-52 自主防災組織の結成状況

(令和3年4月1日現在)

名 称		合 計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
自主防災組織	結成町内会等	1,371	434	211	169	274	209	74
	世 帯 数	410,996	95,721	70,459	63,225	79,934	79,836	21,821
婦人防火クラブ	ク ラ ブ 数	469	57	82	126	133	36	35
	ク ラ ブ 員 数	99,569	12,921	10,125	17,500	20,083	24,665	14,275
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	15	2	5	2	3	1	2
	ク ラ ブ 員 数	1,551	82	404	55	750	8	252
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	43	7	6	7	8	12	3
	ク ラ ブ 員 数	4,044	810	537	373	570	1,287	467

表-53 自主防災組織等の活動状況

(令和2年度)

区分	実施回数	参加団体	参加人員	活動(訓練)項目回数											地震体験車使用回数
				通報訓練	消火訓練	避難訓練	救急救護訓練	給食給水訓練	座談会・研修会	映画会	取組ミセン資機材訓練	その他	学校と連携	津波避難	
合計	260	848	8,104	14	20	20	22	10	81	16	1	159	3	0	2
自主防災組織等	43	69	3,951	6	10	14	7	6	8	8	1	20			2
婦人防火クラブ	203	755	2,851	5	5	3	14	3	70	8		128	2		
少年消防クラブ	2	5	112		1		1	1	1			2	1		
幼年消防クラブ	12	19	1,190	3	4	3			2			9			



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消 防 団 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民により育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

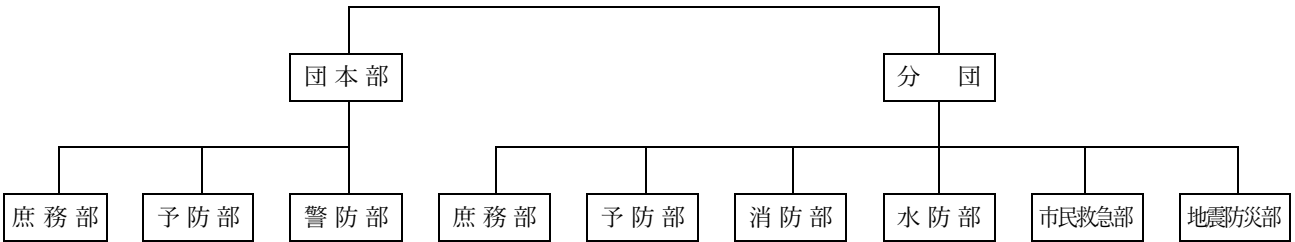
消防団を構成する消防団員の多くは、家業や会社勤めの傍ら活動を行い、地域の安全を守っています。

(1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和23年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、7つの消防団で構成されています。

図-8 消防団組織図

(令和3年4月1日現在)



(2) 消防団員の定員・現員

令和3年4月1日現在の消防団員数は1,897人（うち女性団員129人）であり、定員2,344人に対する充足率は80.9%となっています。

表-54 消防団員の階級別定員・現員

(令和3年4月1日現在)

区分	青葉消防団		宮城野消防団		若林消防団		太白消防団		泉消防団		宮城消防団		秋保消防団		合計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
団長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7
副団長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13
分団長	11	11 (1)	8	8	6	6	9	9	15	15	9	9	6	6	64	64 (1)
副分団長	11	11 (1)	11	11	8	8	10	10 (1)	15	15	9	9	6	6	70	70 (2)
部長	63	56 (4)	55	54 (2)	43	43 (2)	62	60 (1)	87	86 (5)	59	57 (1)	33	33 (3)	402	389 (18)
班長	62	48 (7)	82	87 (4)	74	68 (4)	82	81 (1)	86	85 (7)	100	82	34	31 (7)	520	482 (30)
団員	110	70 (13)	215	178 (13)	216	156 (9)	264	188 (18)	224	141 (14)	175	110 (9)	64	29 (2)	1,268	872 (78)
計	260	199 (26)	374	341 (19)	350	284 (15)	430	351 (21)	430	345 (26)	355	270 (10)	145	107 (12)	2,344	1,897 (129)

※ () は女性消防団員

(3) 消防団員の活動

消防団員は、火災、水害及び震災等の災害時の活動を始め、平常時には自主防災組織等と協力した防火活動や、夏祭り・どんと祭等恒例行事での火災の警戒を行うなど、地域に根ざした消防団活動を行っています。

令和2年度の消防団員の災害、警戒及び訓練等への出場回数4,504回、出場延人員は28,150人となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は消防団特別点検や水防訓練等の大規模な訓練が中止になりましたが、各分団等で個別に訓練を実施し、災害対応能力の維持向上に努めています。

表-54-2 消防団別出場回数及び出場人員 (令和3年4月1日現在)

出場区分	青葉消防団	宮城野消防団	若林消防団	太白消防団	泉消防団	宮城消防団	秋保消防団	合計
災害(回)	49	42	55	71	63	29	16	325
警戒(回)	313	149	293	396	189	160	115	1,615
訓練(回)	286	320	337	470	814	196	141	2,564
計	648	511	685	937	1,066	385	272	4,504
災害(人)	372	749	735	1,092	674	364	134	4,120
警戒(人)	1,038	1,329	2,333	2,137	794	1,217	506	9,354
訓練(人)	1,310	3,025	1,779	3,327	2,238	2,088	909	14,676
計	2,720	5,103	4,847	6,556	3,706	3,669	1,549	28,150



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 危機管理・防災 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

本市は、都市型地震災害と評された昭和53年の宮城県沖地震の経験から、「防災都市宣言」を行い、災害に強い安全な都市づくりに努めてきました。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災によって、都市型地震災害の恐ろしさをさらに痛感することとなり、より安全性の高い都市づくりを推進していくことの大切さを再認識させられ、平成9年に仙台市防災都市づくり基本計画を策定、平成13年には地震被害想定調査を実施して、切迫する宮城県沖地震に重点的に取り組むべき対策を取りまとめ、各事業を展開してきました。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超え、完全な防災の限界と減災の視点の重要性が再認識させられました。この震災の対応については、仙台市震災復興計画に基づき、地域防災計画の見直しや、津波に対する備えなど数々の対策が必要となったところです。

市全体の組織体制については、平成19年度に新たに危機管理を所管する副市長を置くとともに、危機管理監が局長級として独立、平成26年度には災害対策基本法に規定された事案を担当していた消防局の防災部門と、国民保護計画の策定やテロ、新型インフルエンザ等の危機事象を担当していた総務企画局の危機管理部門を統合して、市長直轄の危機管理室（部相当）を新設し、3つの課で危機管理・防災業務の総合調整を行うこととしました。さらに令和3年度からは、市民生活に幅広く影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年の台風・豪雨による河川の氾濫や土砂災害といった大規模な自然災害の頻発化等を踏まえ、危機事案に対する対応力をさらに強化するため、危機管理室（部相当）を危機管理局（危機管理部、防災・減災部）としました。

(1) 防災計画

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、仙台市防災会議が策定しているものです。

仙台市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における課題等を踏まえ、平成25年3月に「共通編」及び「地震・津波災害対策編」を全面修正し、平成25年度には「風水害等災害対策編」の見直しと、「原子力災害対策編」の策定を実施しました（平成26年4月1日施行）。

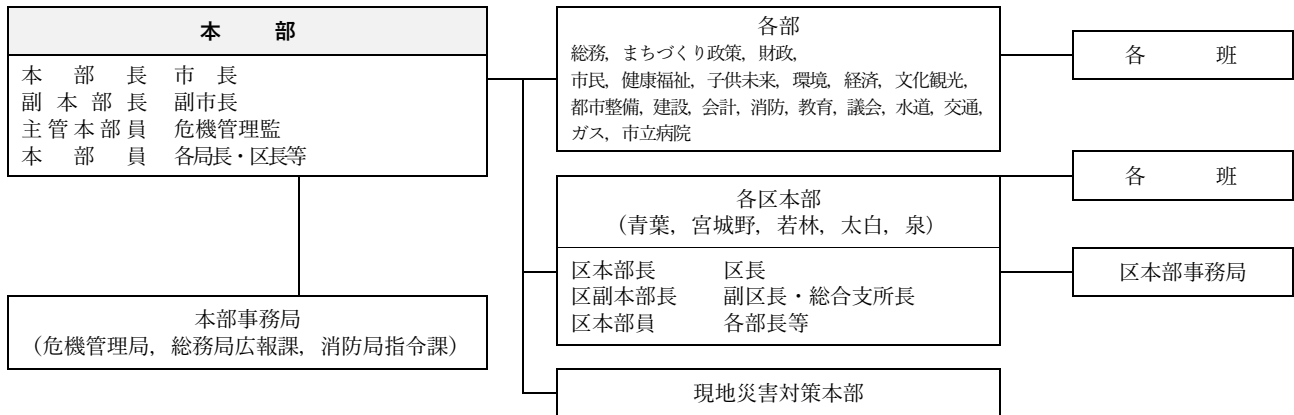
平成28年度は平成27年9月関東・東北豪雨における課題等を踏まえ、見直しを行いました。本計画については、当該法の規定に基づき、毎年検討を加えるほか、国の防災基本計画や県の地域防災計画の改正を踏まえ、必要な修正を行っています。

(2) 危機対応組織

仙台市では、災害対策基本法に定める自然災害・大規模事故等が発生した場合や発生するおそれのある場合等には、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、対応することとしています。

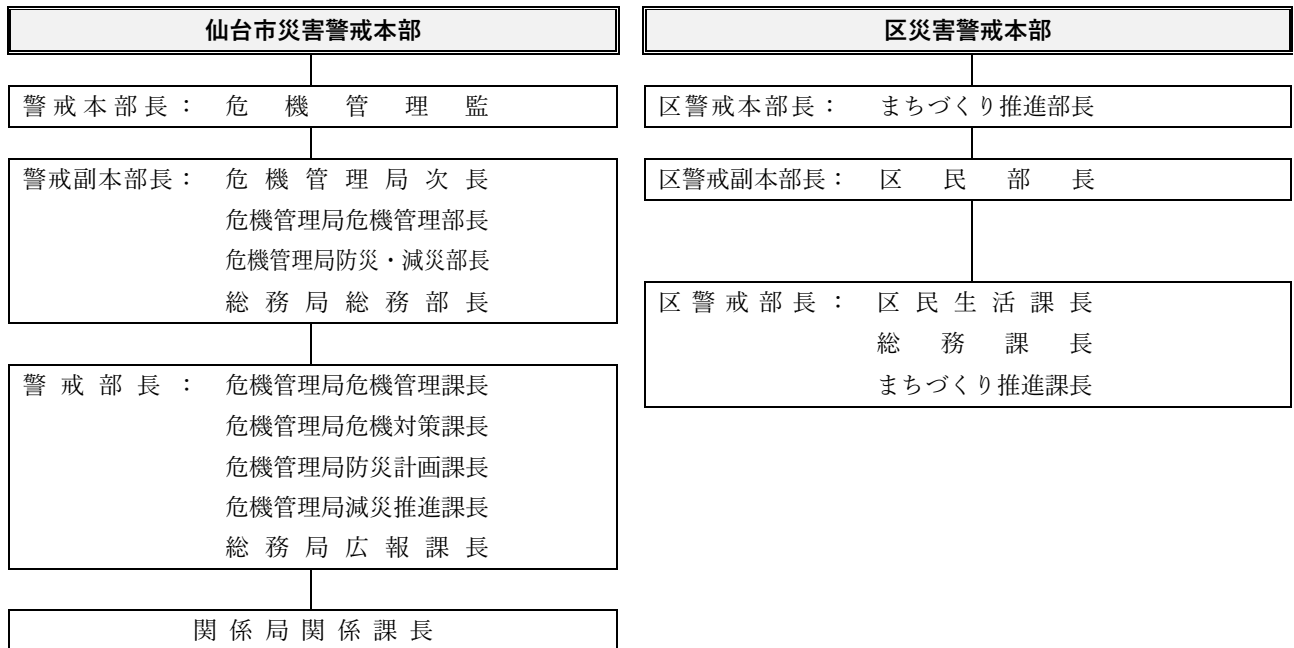
図－9 仙台市災害対策本部

(令和3年4月1日現在)



図－10 仙台市災害警戒本部及び区災害警戒本部

(令和3年4月1日現在)



(3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置し、デジタル移動通信系、固定系、全市移動系及びIP系で構成されています。

このうちデジタル移動通信系は、市役所、区役所等の庁舎及び車両並びに指定避難所、補助避難所、福祉避難所、防災関係機関及び災害拠点病院等に移動局を配備しています。しかしながら、既存のデジタル移動通信系は、電波不感地帯、回線の輻輳リスク、障害発生時の復旧速度及び維持管理費の増加等、様々な課題を抱えていることから、デジタル移動通信系と同様の配備先へIP系を配備しています。IP系は、携帯電話のデータ通信回線を利用し通信する無線システムで、携帯電話のエリア内であれば全国どこでも屋内や地下でも通信可能（アンテナ設置不要）、無線免許不要等の特徴があり、従来の音声通信に加え、画像や位置情報の共有等を可能とし、大規模災害発生時等における本市の災害対応能力を向上させることを目的として配備しています。

また、沿岸部に住む市民等に津波情報、避難情報及び国民保護情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固定系）を設置しているほか、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えた全市移動系の無線を整備しています。

表－55 防災行政用無線の保有状況

(令和3年4月1日現在)

デジタル移動通信系

基地局	4局（10W）権現森山，大八山，芋峠，八木山					
固定局	2局（0.2W）青葉区役所，権現森山					
陸上移動局	半固定型	車載型	携帯型	簡易統制局	自動中継局	合計
	（5W）	（5W）	（2W）	（5W）	（5W）	
	522	124	68	1	2	717

全市移動系

基地局	1局（5W）	青葉区役所
陸上移動局	20局（5W）	携帯型

固定系（仙台市津波情報伝達システム）

固定局	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局（アナログ／デジタル）	1						1
	子局（アナログ）					5		5
	子局（デジタル）		21	18	23	9		71
	合計	1	21	18	23	14	0	77

IP系

陸上移動局	800局（携帯型）
-------	-----------

(4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、市民センター又はコミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した地域の防災・減災活動の拠点となる施設であり、1小学校区に1箇所程度設置しています。コミュニティ防災センターがない小学校区については、市民センター等の新築、大規模改修に併せて整備を進めますが、それまでの間は敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材の備蓄を行います。

(5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、または災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

【緊急的に活用する避難所・避難場所】（指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

指定避難所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津波避難施設 津波避難場所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広域避難場所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地域避難場所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。

【その他の補完的避難施設】

補助避難所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域、市と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地区避難施設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者(帰宅困難者)が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県有施設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
福祉避難所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。

表-56 各区の避難所・避難場所の概要

(令和3年4月1日現在)

指定避難所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	50	247,000	55,904
宮城野区	34	146,300	39,718
若林区	20	77,700	22,688
太白区	44	193,200	45,066
泉区	47	295,100	51,841
計	195	959,300	215,217

地域避難場所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	19	154,100	—
宮城野区	9	82,600	—
若林区	11	73,500	—
太白区	7	67,700	—
泉区	8	90,600	—
計	54	468,500	—

広域避難場所

区分	箇所数	収容可能人員(人)	
		避難場所	避難所
青葉区	2	68,000	—
宮城野区	2	93,000	—
若林区	1	42,000	—
太白区	2	31,000	—
泉区	1	24,000	—
計	8	258,000	—

(6) 災害救助物資の備蓄

・指定避難所等への備蓄

指定避難所や補助避難所となり得る市民センター，コミュニティ・センター等に，発災直後に必要となる食料（クラッカー，ようかん，調理不要食，アルファ米，アルファ粥），飲料水，毛布，簡易組立トイレ等を備蓄し，区役所，総合支所に，粉ミルクや哺乳瓶等，避難所からの要請に応じて配送が必要となる物資を備蓄しています。

・流通在庫備蓄

衛生用品（子供用紙おむつ，大人用紙おむつ，生理用品，おしりふき，トイレットペーパー，軽失禁パッド）については，企業の流通ルートの中で管理し，必要量を確保する流通在庫備蓄方式により，民間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため，平成24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき，東部地域の13箇所に津波避難施設（タワー型6箇所，ビル型5箇所，津波避難屋外階段2箇所）を整備しました。

表－57 主な水防実施機関とその任務

（令和3年4月1日現在）

水防管理者（市長）	
担当局区等	任 務
危機管理局	各局各区の連絡調整，気象情報・災害情報等の収集伝達，防災指令の伝達，災害対策本部の設置運営
消 防 局	各課の連絡調整，職員の動員，消防団の庶務
	消防車両及び資機材の整備，消防車等の燃料等の調達
	災害の記録，被害状況の集約，他課の支援
	防衛活動の指揮及び部隊運用，隊員及び資機材の輸送・配分，被害状況図及び警防活動図の作成，災害活動，救助及び警戒の総合調整，資材の調達，収用
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動
	消防隊等の指令管制，指揮命令の伝達，災害情報の収集伝達
	被害状況の把握，救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
	警戒防衛，避難の勧告及び誘導，人命救助，被害状況等の収集伝達
経 済 局	用排水施設に関すること
建 設 局	排水施設の管理及び操作
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部，並びに準用河川普通河川の施設に関すること
区 役 所	災害情報の収集伝達，区災害対策本部の設置運営
各 局 (避難所担当課)	避難所開設・運営

表－58 指定水防区域

（令和3年4月1日現在）

区 分	重 要 水 防 箇 所
重要水防区域	名取川33箇所，広瀬川25箇所，七北田川8箇所，梅田川6箇所，北貞山運河2箇所
重要水防特定区間	名取川1区間，広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川，井土浦川，貞山運河，二郷堀，要害川，広瀬川の一部

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 消防相互応援協定等 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(1) 消防相互応援協定等の締結状況

消防組織法では、市町村長は、必要に応じて、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるよう、消防の相互応援に関して協定を締結できることを規定しています。

現在、仙台市では、隣接する市町村等と消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定や回転翼航空機（ヘリコプター）の応援協定などを締結しています。

表－59 消防相互応援協定等

（令和3年4月1日現在）

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
隣 接 市 町 村 等	消防相互応援協定書	S48.4.1	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、塩釜地区消防事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定書	S63.3.1	仙台市、黒川地域行政事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定実施細目	H15.5.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、名取市消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、山形市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、尾花沢市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、天童市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、東根市	大規模特殊な災害に相互に応援する
県 内 広 域	宮城県広域消防相互応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	地震風水害、山林地域での林野火災・大災害、高層建築物の火災等大規模災害が発生した場合に相互に応援する
行 政 区 域 境 界	市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57.4.1	仙台市、塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いについて定める協定
	仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書	H10.4.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書
	大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書	H30.3.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書

表-60 高速自動車道路等応援協定等

(令和3年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等(記名順)	協定の内容
東北自動車道	東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	S63.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	協定市等の行政区のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
	東北自動車道宮城県消防相互応援協定に基づく実施細目	S63.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 栗原市消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 黒川地域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
	東北自動車道における消防業務に関する覚書	S63.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道における消防業務に関する覚書
	東北自動車道(仙台南 IC から古川 IC までの間)における救急業務に関する覚書	S63.3.1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道(仙台南 IC から古川 IC までの間)における救急業務に関する覚書
	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	H2.10.4	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施に関する覚書
山形自動車道	山形自動車道における消防業務に関する覚書	H2.10.4	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	山形自動車道における消防業務に関する覚書
	山形自動車道宮城県消防相互応援協定書	S63.11.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	協定市等の行政区のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
	山形自動車道宮城県消防応援協定に基づく実施細目	H2.10.4	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
三陸自動車道	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ~利府中インターチェンジ間)における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H28.3.27	塩釜地区消防事務組合, 仙台市, 東日本高速道路(株)東北支社	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ~利府中インターチェンジ間)における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書
	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ~利府中インターチェンジ間)における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H28.3.27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道(仙台港北インターチェンジ~利府中インターチェンジ間)における消火, 救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路・仙台南部道路	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
仙 台 北 部 道 路	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H25.12.22	仙台市，塩釜地区消防事務組合，黒川地域行政事務組合，東日本高速道路(株)東北支社	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等に関する覚書
	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H25.12.22	仙台市，塩釜地区消防事務組合，黒川地域行政事務組合	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等について定める協定

表－61 航空消防応援に関する応援協定等

（令和3年4月1日現在）

応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H31.4.1	宮城県，仙台市，名取市，登米市，栗原市，黒川地域行政事務組合，石巻地区広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，亶理地区行政事務組合，仙南地域広域行政事務組合，大崎地域広域行政事務組合，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H31.4.1	仙台市，名取市，登米市，栗原市，黒川地域行政事務組合，石巻地区広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，亶理地区行政事務組合，仙南地域広域行政事務組合，大崎地域広域行政事務組合，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H5.4.1	宮城県，仙台市	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16.4.1	宮城県，仙台市，名取市，岩沼市，石巻地区広域行政事務組合，塩釜地区消防事務組合，亶理地区行政事務組合，仙南地域広域行政事務組合，栗原市，大崎地域広域行政事務組合，登米市，気仙沼・本吉地域広域行政事務組合，黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（同覚書）	H8.1.22	仙台市，東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H5.10.1	仙台市，宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17.6.16	宮城県警察本部，仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定
霞目管制圏内における仙台市消防ヘリポートの運用に関する協定書	H12.12.4	仙台市，陸上自衛隊東北方面航空隊	霞目管制圏内におけるヘリコプターの運航及び航空交通管制について定める協定
緊急時における仙台市消防ヘリコプターへの給油に関する協定書	H24.1.1	仙台市消防局，陸上自衛隊東北方面航空隊	大規模災害等発生時の燃料補給が困難な場合に燃料提供を受ける手続き等について定める協定

表-62 その他の応援協定等

(令和3年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
大規模特殊災害発生時等における協力	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H8.10.15	仙台市, (株)フタバタクシー	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	仙台市, (株)清月記	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	仙台市, 宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援, 物的支援及び技術的支援等の協力体制について定める協定
	大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	仙台市消防局, 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力について定める協定
	MCA無線の相互通信に係る協定	H30.1.30	宮城県, 宮城県医師会, 仙台市消防局, 仙台市健康福祉局	MCA無線利用による相互通信について定める協定
	緊急消防援助隊派遣時における食料物資の供給協力に関する覚書 (H30.12.10 締結「仙台市とみやぎ生活協同組合との『安心して暮らせる地域づくり』に向けての包括協定」締結後は, 同協定の実施細目の位置付け)	H29.12.1	仙台市消防局, みやぎ生活協同組合	緊急消防援助隊応援派遣時における食料物資の調達協力についての覚書
	※ イオン株式会社からの緊急消防援助隊応援時の食料物資の供給については, 「仙台市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定」(H24.10.31 締結(仙台市・イオン株式会社))により協力を得ることとしている。			
現場活動の連携	災害救助犬の出動に関する協定(同実施細目)	H10.9.1	仙台市消防局, (社)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命検索にかかる災害救助犬の出動要請について定める
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.8	仙台市消防局, 東北大学病院	地域を限定して発生し, 原因が特定できる災害において, 消防と医師等が連携し, 多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.13	仙台市消防局, 仙台医療センター	地域を限定して発生し, 原因が特定できる災害において, 消防と医師等が連携し, 多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H25.4.1	仙台市消防局, 東北医科薬科大学病院	地域を限定して発生し, 原因が特定できる災害において, 消防と医師等が連携し, 多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
海域の活動	宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46.9.1	宮城海上保安部, 仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等について定める協定

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
鉄道 災害 発生 時の 連携	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 東日本旅客鉄道(株)水戸支社, 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 日本貨物鉄道(株), 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 仙台臨海鉄道(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 登米市消防本部, 栗原市消防本部, 石巻地区広域行政事務組合消防本部, 塩釜地区消防事務組合消防本部, 亶理地区行政事務組合消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との, より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保について定める協定
霞目 飛行 場	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54.4.1	仙台市消防局, 陸上自衛隊霞目駐屯地	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
仙台 国際 空港	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	R3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市, 名取市, 岩沼市, 亶理地区行政事務組合	仙台空港及びその周辺における消火救難活動について定める協定
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	R3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, あぶくま消防本部	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の円滑な実施に関し, 必要な事項についての覚書
官学 連携	地域消防力の向上等に関する協定書	H30.7.12	仙台市, 東北福祉大学	官学連携による消防防災力の向上や人材育成を図り, 多岐に渡る消防行政の持続的な発展につなげる協定

